

宗像市地域防災計画

地震・津波対策編

令和7年5月

宗像市防災会議

【余 白】

一 目 次 一

第1章 総 則		
第1節 計画の目的・性格等	第1 目的	1-1
	第2 計画の性格	1-1
	第3 計画の構成	1-1
	第4 用語	1-1
第2節 地震防災面から見た宗像市の特性	第1 自然的条件	1-2
	第2 社会的条件	1-2
	第3 本市の地震災害の特色	1-2
第3節 災害の想定	第1 地震	1-7
	第2 津波	1-12
第4節 重点的に取り組むべき対策	第1 地域の防災力を向上させるための住民運動の展開	1-19
	第2 人的・物的資源の効率的な活用による防災対策の推進	1-19
	第3 建築物等の耐震化の推進	1-19
	第4 高齢化社会などに対応した防災体制の確立対策の推進	1-20
	第5 学校における防災教育推進	1-20
第5節 防災関係機関等の業務大綱		1-21
第6節 防災ビジョン		1-22
第7節 計画の運用等	第1 平常時の運用	1-23
	第2 災害時の運用	1-23
	第3 計画の周知	1-24
第8節 災害に関する調査研究の推進		1-25
第2章 災害予防計画		
第1節 基本方針	第1 人命損失防止対策の重点的推進	2-1
	第2 重度の生活障害防止対策の推進	2-1
	第3 防災的な土地利用の推進	2-1
	第4 防災基幹施設の防災対策の推進	2-1
	第5 防災力の向上	2-1
	第6 効果的な応急対策のための事前対策の推進	2-1
第2節 防災基盤の強化	第1 都市構造の防災化	2-2
	第2 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方	2-5
	第3 建築物等の安全化	2-5
	第4 土木防災施設・社会資本施設等の安全化	2-7

一 目 次 一

第2章 災害予防計画		
第3節 市民等の防災力の向上	第1 市民が行う防災対策	2-8
	第2 自主防災体制の整備	2-9
	第3 企業等防災対策の促進	2-9
	第4 防災知識の普及	2-9
	第5 防災訓練の充実	2-9
	第6 市民の心得	2-9
第4節 効果的な応急活動のための事前対策	第1 広域応援・受援体制の整備	2-12
	第2 防災体制・施設・資機材等の整備	2-12
	第3 災害救助法等の運用体制の整備	2-12
	第4 津波災害予防体制の整備	2-12
	第5 情報管理体制の整備	2-23
	第6 広報・広聴体制の整備	2-24
	第7 二次災害の防止体制の整備	2-24
	第8 救出救助体制の整備	2-26
	第9 避難体制の整備	2-27
	第10 交通・輸送体制の整備	2-27
	第11 医療救護体制の整備	2-27
	第12 要配慮者安全確保体制の整備	2-28
	第13 災害ボランティアの活動環境等の整備	2-28
	第14 災害備蓄物資等整備・供給計画	2-28
	第15 住宅の確保体制の整備	2-28
	第16 災害廃棄物処理体制の整備	2-28
	第17 保健衛生・防疫体制の整備	2-29
	第18 帰宅困難者支援体制の整備	2-29
	第19 液状化災害予防計画	2-29
	第20 防災関係機関における業務継続計画	2-30
	第21 南海トラフ地震臨時情報への対応	2-30
第3章 災害応急対策計画		
第1節 活動体制の確立	第1 職員の動員配備	3-1
	第2 警戒活動	3-4
	第3 災害対策本部の設置	3-4
	第4 災害対策本部の運営	3-5
	第5 自衛隊の災害派遣要請	3-13
	第6 応援要請	3-13
	第7 災害救助法の適用	3-13
	第8 要員の確保	3-13
	第9 災害ボランティアの受入・支援	3-13

一 目 次 一

第3章 災害応急対策計画		
第2節 災害応急対策活動	第1 地震情報伝達対策(緊急地震速報等の伝達)	3-14
	第2 津波災害応急対策の実施(津波への対処)	3-26
	第3 被害情報等の収集伝達	3-30
	第4 広報・広聴	3-34
	第5 地震水防対策の実施	3-35
	第6 二次災害の防止	3-35
	第7 救出活動	3-37
	第8 避難対策の実施	3-37
	第9 交通・輸送対策の実施	3-37
	第10 医療救護	3-38
	第11 要配慮者の支援	3-39
	第12 保健衛生、防疫、環境対策	3-39
	第13 遺体搜索、収容及び火葬	3-39
	第14 飲料水の供給	3-39
	第15 食料の供給	3-39
	第16 生活必需品等の供給	3-39
	第17 物資等の受入れ、仕分け等	3-39
	第18 住宅の確保	3-39
	第19 災害廃棄物等の処理	3-43
	第20 文教対策の実施	3-43
	第21 警備対策の実施	3-43
	第22 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施	3-43
	第23 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	3-44
第4章 災害復旧・復興計画		
第1節 災害復旧・災害復興の基本方針	第1 基本方針	4-1
	第2 災害復旧・復興計画の構成	4-1
	第3 災害復旧・復興推進本部の設置	4-1
第2節 災害復旧事業の推進	第1 復旧事業計画	4-2
	第2 激甚災害の指定	4-2
第3節 被災者等の生活再建等の支援	第1 罹災証明書の発行	4-4
	第2 被災者台帳の整備	4-4
	第3 生活相談	4-4
	第4 男女の心身の健康に関する相談	4-4
	第5 雇用機会の確保	4-4
	第6 義援金品の受付及び配分等	4-4
	第7 生活資金の確保	4-4
	第8 郵便事業の特例措置	4-4
	第9 租税の徴収猶予、減免等	4-5

一 目 次 一

第4章 災害復旧・復興計画		
第3節 被災者等の生活再建等の支援	第10 災害弔慰金等の支給等	4-5
	第11 災害時の風評による人権侵害を防止するための啓発	4-5
	第12 住宅復興資金等の融資	4-5
	第13 災害公営住宅の建設等	4-5
第4節 経済復興の支援	第1 中小企業者への支援	4-6
	第2 農林業者への支援	4-6
第5節 復興計画	第1 復興計画作成の体制づくり	4-7
	第2 復興に対する合意形成	4-7
	第3 復興計画の推進	4-7

第1章 総則

- 第 1 節 計画の目的・性格等
- 第 2 節 地震防災面から見た宗像市の特性
- 第 3 節 災害の想定
- 第 4 節 重点的に取り組むべき対策
- 第 5 節 防災関係機関等の業務大綱
- 第 6 節 防災ビジョン
- 第 7 節 計画の運用等
- 第 8 節 災害に関する調査研究の推進

総則は、地域防災計画の目的、防災業務に關係する各防災関係機関とその役割、市域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災への方針（ビジョン）等について明らかにするものである。

【余 白】

第1節 計画の目的・性格等

第1 目的

基本編・風水害対策編 第1章 第1節「第1 目的」(1-1)に準ずる。

第2 計画の性格

基本編・風水害対策編 第1章 第1節「第2 計画の性格」(1-2)に準ずる。

第3 計画の構成

本計画の構成は次のとおりとする。

第1章 総則	第1節 計画の目的・性格等 第2節 地震防災面から見た宗像市の特性 第3節 災害の想定 第4節 重点的に取り組むべき対策 第5節 防災関係機関等の業務大綱 第6節 防災ビジョン 第7節 計画の運用等 第8節 災害に関する調査研究の推進
第2章 災害予防計画	第1節 基本方針 第2節 防災基盤の強化 第3節 市民等の防災力の向上 第4節 効果的な応急活動のための事前対策
第3章 災害応急対策計画	第1節 活動体制の確立 第2節 災害応急対策活動
第4章 災害復旧・復興計画	第1節 災害復旧・災害復興の基本方針 第2節 災害復旧事業の推進 第3節 被災者等の生活再建等の支援 第4節 経済復興の支援 第5節 復興計画

第4 用語

基本編・風水害対策編 第1章 第1節「第4 用語」(1-4)に準ずる。

第2節 地震防災面から見た宗像市の特性

第1 自然的条件

県内の活断層としては「地震調査研究推進本部の長期評価（平成25年2月1日発表）」の結果等によると、主なものとしては以下の7断層(系)をあげることができる。

- ①小倉東断層、②福智山断層、③西山断層系、④警固断層系、⑤水縄断層系、⑥宇美断層、
⑦日向峠ー小笠木峠断層

これらの断層はいずれも④⑤を除き歴史時代には活動していないが、ほぼ確実に活断層であると推定されている。

第2 社会的条件

基本編・風水害対策編 第1章 第2節 第1「2 社会的条件」（風水応急-6）に準ずる。

第3 本市の地震災害の特色

福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域である。近年において被害を受けた事例では福岡県西方沖地震（震源深度9km、マグニチュード7）があるが、津波による被害はない。

福岡管区気象台での有感地震記録によると、福岡管区気象台での有感地震記録によると、1919年以降、震度5以上を観測したのは福岡県西方沖地震及びその余震、平成28年熊本地震関連の計3回である。最大震度は、2005年福岡県西方沖地震の震度6弱で、震度4（1968年の愛媛県西方沖、1991年周防灘、1997年山口県北部、2016年熊本地震、2022年日向灘地震）は5回経験している。

福岡県周辺で、1997年1月までに発生した浅い地震の震央分布は、筑後から有明海、久住で地震の発生が集中しているが、これらの地震は、ほとんどがマグニチュード5以下の地震である。宗像市から相当距離が離れていることもあり、宗像市に被害を与えるものではなかった。

しかし、2005年3月20日の福岡県西方沖地震の発生により宗像市に被害を与える地震が起こり、これまでにも歴史をさかのぼれば、地震によって被害が発生した例がある。

国内の地震史については、歴史上に伝えられている史料から過去の地震についてまとめた宇佐見龍夫編（1996）『新編日本被害地震総覧（増補改訂版）』（東京大学出版会）によくまとめられている。これをもとに、宗像市域に震度4以上の揺れをもたらした可能性があるもの及び宗像市域に被害が見られたものを以下に示す。

■主な歴史地震履歴

西暦	年号	震源域	マグニチュード	震源震度(km)	最大深度	宗像の震度	推定加速度(gal)	被害等の概要
679	天武7	筑紫の国	7±0.5				94	筑紫の国で家屋破壊多く、幅2丈の地割れ発生。
1498	明応7	日向灘	7.0~7.5				24	伊予で地変多し。詳細不明
1596	文禄5 慶長1	大分県 別府湾	7.0±1/4				54	別府湾で大津波。瓜生島陥没。大分市5,000戸のうち、4,800戸損壊。湯布院で山崩れ。
1700	文禄13	壱岐・対馬	7.0				83	壱岐・対馬で被害大 潰家89戸久留米で有感。
1703	元禄16	佐賀県						小城古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。久留米で有感。
1706	宝永3	筑後						潰家は東海、近畿、四国のほか、信濃、甲斐でも多く、北陸・山陽・九州でも生じた。津波は房総から九州に至る太平洋岸を襲った。九州では佐伯で潰家約100戸、津波高約3m等の被害あり。
1707	宝永4	「宝永海難地震」	8.4		7	5	905	肥後で倒家980戸。筑後でも瓦落ち、潰家もあり、河畔に地割れを生じ、泥を噴出。久留米で寺々の石塔倒れる。
1723	享保8	九州北部	6.5±1/4		5	5	37	延岡城石垣損壊。臼杵で潰家531戸等。柳川でも被害あり。
1769	明和6	大分県	7.75±1/4		6	4	54	震害による被害は軽微。眉山(前山)が崩壊し、土砂が有明海に大量に進入し、波高9mの大津波発生。「島原大変肥後迷惑」
1792	寛政4	長崎県 島原	6.4		5~6		26	
1831	天保2	佐賀県	6.1				41	佐賀城の石垣が崩れる。詳細不明。
1848	弘化4	福岡県 柳川	5.9				34	柳川で家屋崩壊あり。
1854	安政1	「安政南海地震」	8.4		7	5~6	6	32時間前に東海沖で発生した巨大地震に引き続いて発生。関東から九州にかけて大被害。津波襲来。全国で潰家2万戸以上。
1854	安政1	伊予西	7.3~		6	5~6	50	中国・四国・九州で強い揺れ。

西暦	年号	震源域	マグニチュード	震源震度(km)	最大深度	宗像の震度	推定加速度(gal)	被害等の概要
		部	7.5					
1872	明治5	島根沖 「浜田地震」	7.1±0.2		7	5~6	15	浜田県で潰家 4000 戸以上。久留米市付近でも液状化による被害があつた。
1889	明治22	熊本	6.3		5	3	23	熊本市付近で大被害。計 200 戸以上の潰家発生。柳川方面でも潰家 60 戸余。
1894	明治27	熊本県中部	6.3				25	阿蘇郡において石垣の崩壊多数等。
1895	明治28	熊本	6.3				25	同上
1898	明治31	福岡県西部	6.0		4	4	84	糸島半島に被害が集中し全壊 7 戸、家屋破損 58 戸。
		福岡県西部	5.8		4	4	67	上記の最大余震。
1922	大正11	千々石湾	6.9				36	島原半島南部で被害大。約 200 戸の住家が全壊。
1929	昭和4	福岡県南部	5.1	0			20	小国地方で家屋半壊 1 戸。
		福岡県南部	5.1	0			38	雷山付近で崖崩れ等。
1930	昭和5	福岡県西部	5.1	30			18	雷山付近で崖崩れ等。
1947	昭和22	大分県西部	5.5	0			25	大分県日田地方で崖崩れ等。
1966	昭和41	有明海	5.5	20			15	屋根瓦や壁の崩れあり。
1968	昭和43	愛媛県西方沖	6.6	40	5	4	6	愛媛県を中心に被害。全壊 1 戸。
1991	平成3	周防灘	6.0	19	4	4	42	建物に軽微な被害あり。
1997	平成9	山口県北部	6.1	12	5強	4	14	建物に軽微な被害あり。
2005	平成17	福岡県西方沖	7.0	9	6弱	5弱	14	福岡市に被害が集中し全壊 132 戸、半壊 243 戸、一部損壊 8,478 戸(内宗像市 67 戸)。
2011	平成23	東北地方太平洋沖	9.0	130	7			東日本を中心に、死者 1 万 5,896 名、重軽傷者 6,157 名、行方不明者 2,536 名。犠牲者の死因のほとんどが津波に巻き込まれたことによる水死。

西暦	年号	震源域	マグニチュード	震源震度(km)	最大深度	宗像の震度	推定加速度(gal)	被害等の概要
2016	平成28	熊本地震	7.3	12	7	4	18	人的被害として、死者 211 名、重傷者 1,142 名、軽傷者 1,604 名。建物被害として、全壊家屋は約 8 千棟、半壊家屋は約 3 万 4 千棟、一部損壊家屋は約 15 万 3 千棟。
2022	令和3	日向灘地震	6.6	50	5強	3~4		大分県や宮崎県を中心として被害あり
2024	令和6	能登半島地震	7.6	16	7			人的被害として、死者 299 名、重軽傷者 1,327 名、行方不明者 3 名。住家被害として、全壊 6,227 棟、半壊 20,589 棟、床上浸水 6 棟、床下浸水 19 棟、一部損壊 96,258 棟。

※ 1) 推定加速度は、震源までの距離とマグニチュードから計算で求めた。

※ 2) 震源深度が不明な地震の震度は 0km として計算した。

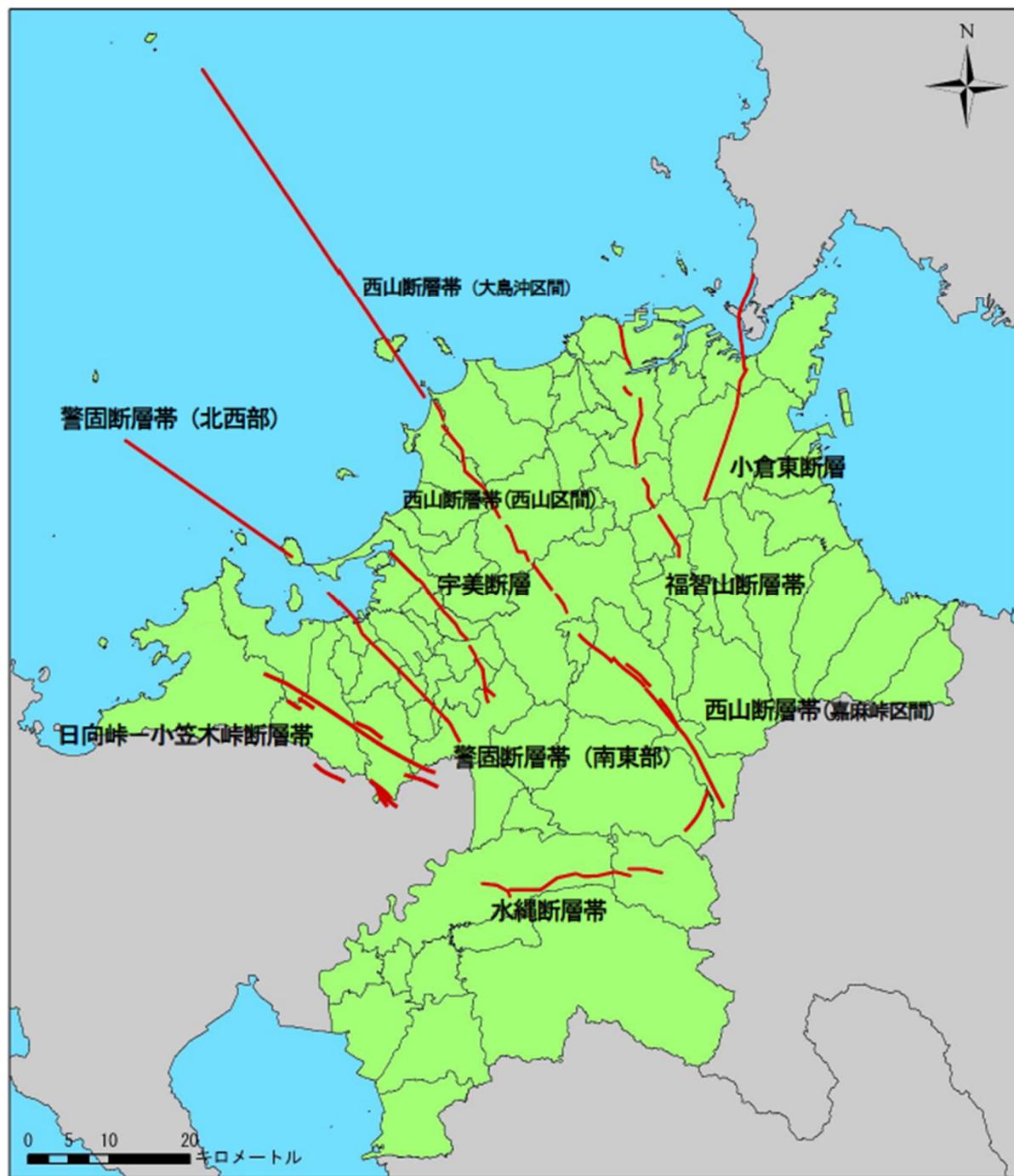
※ 3) マグニチュードが幅をもっているものは、中間の値を用いて計算した。

(出典：宗像市防災アセスメント調査（平成 17 年 3 月）ほか)

第3節 災害の想定

市及び県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。

■想定地震の震源断層分布図



資料：「福岡県地域防災計画 地震・津波編」（令和6年3月、福岡県）

第1 地震

福岡県西方沖地震以降、能登半島地震（平成19年3月25日マグニチュード6.9）、新潟県中越沖地震（平成19年7月16日マグニチュード6.8）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月14日マグニチュード7.2）等、内陸の活断層を震源として発生する地震が続き、いずれも平成18年度のアセスメント調査の想定規模（マグニチュード6.5）を超えており、さらに東北地方太平洋沖地震（平成23年3月11日マグニチュード9.0）という想定を越えた巨大地震が発生していることをふまえ、福岡県は想定地震規模の見直しを行った。

福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）では、福岡県の代表的活断層（小倉東断層系、西山断層系、警固断層系、水縄断層系の4つの断層系）が活動した場合と、震度6弱程度となるようなマグニチュード6.9で深さ10kmを想定した場合の被害想定（基盤地震動一定）を行っている。この中で、宗像市に最も大きい被害を与えるのは、西山断層における地震で、次いで基盤地震動一定における地震である。

■市域の地震想定の設定

想定震源断層	西山断層	基盤地震動一定
震源断層の幅・深さ	幅 15km • 上端の深さ 2km • 下端の深さ 17km	10km
震源断層の長さ	約 31km	—
マグニチュード	7.3	6.9
断層の破壊開始点	両端及び中央の下端	—
断層の傾き	垂直	—

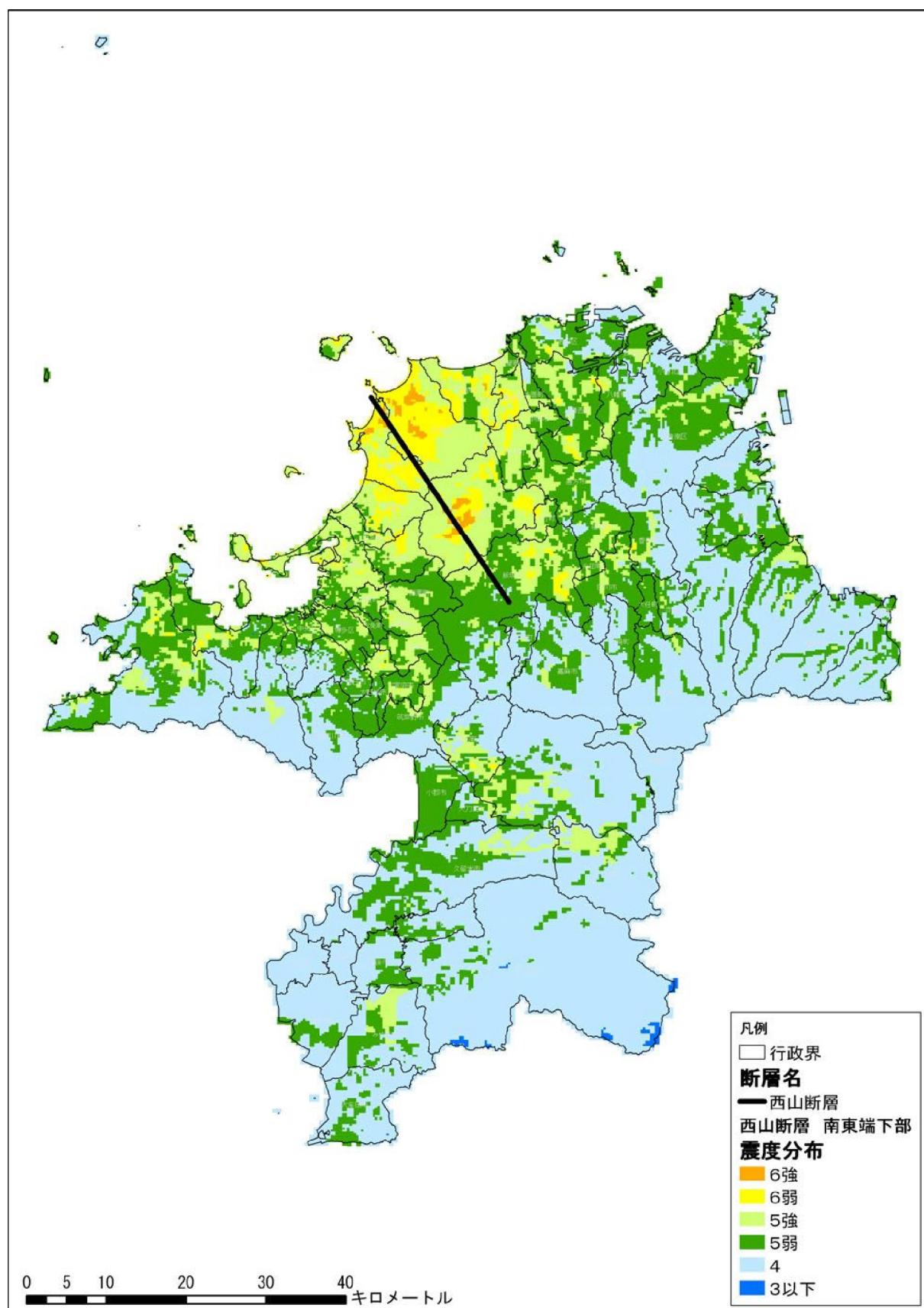
■宗像市の地震被害想定結果

想定地震		西山断層 (南東下部)	基盤地震動一定	
震度		5弱～6強	5弱～6強	
液状化現象		極めて高い ～かなり低い	極めて高い ～かなり低い	
建築物被害	木造	全壊棟数	574	
		半壊棟数	427	
		全半壊棟数合計	1,001	
		全壊率 (%)	1.4	
		半壊率 (%)	1.1	
	非 木 造	大破棟数	40	
		中破棟数	54	
		大中破棟数合計	94	
		大破率 (%)	0.3	
		中破率 (%)	0.4	
火災被害		出火件数	5	
			2	

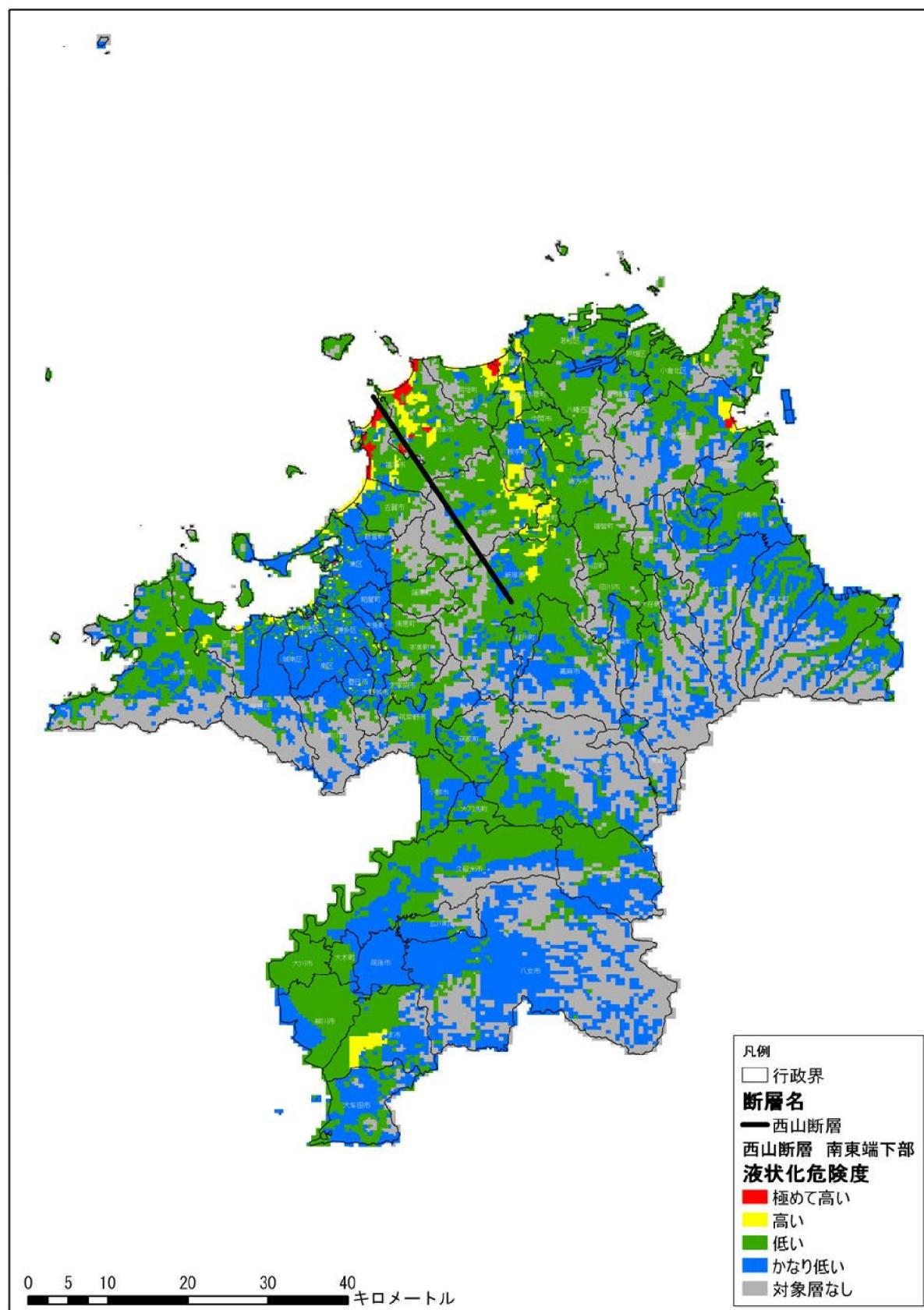
	焼失棟数	0	0
上水道管被害	被害箇所	771	304
下水道管被害	被害箇所	85	17
都市ガス管被害	被害箇所	0	0
L ガス管被害	被害箇所	—	—
電柱被害	被害箇所	13	4
電話柱被害	被害箇所	17	5
道路被害*			
(国道 3 号)	被害箇所	7	12
(国道 495 号)	被害箇所	6	6
(直方宗像線)	被害箇所	1	1
(宗像玄海線)	被害箇所	1	1
(若宮玄海線)	被害箇所	1	1
(岡垣宮田線)	被害箇所	1	1
(宗像篠栗線)	被害箇所	3	2
(福間宗像玄海線)	被害箇所	1	1
鉄道被害*			
(鹿児島本線)	被害箇所	41	119
漁港・港湾被害		被害/対象	被害/対象
(大島漁港)	被害延長 (m)	1,450/1,450	1,450/1,450
(地島漁港)	被害延長 (m)	743/743	743/743
(鐘崎漁港)	被害延長 (m)	1,895/1,895	1,895/1,895
(神湊漁港)	被害延長 (m)	1,162/1,162	1,162/1,162
人的被害	死傷者数	56	12
	負傷者数	947	429
	要救出現場数	246	66
	要救出者数	206	52
	要後方医療搬送者数	95	43
	避難者数	1,072	288
	帰宅困難者数	19,787	19,787
要救援者	食料供給対象人口	79,104	42,362
	給水対象世帯	31,925	17,097
	生活物資供給対象人口	1,072	288

(資料：「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成 24 年 3 月) 福岡県)

■震度分布図（西山断層・南東端下部）



■液状化危険度（西山断層・南東端下部）



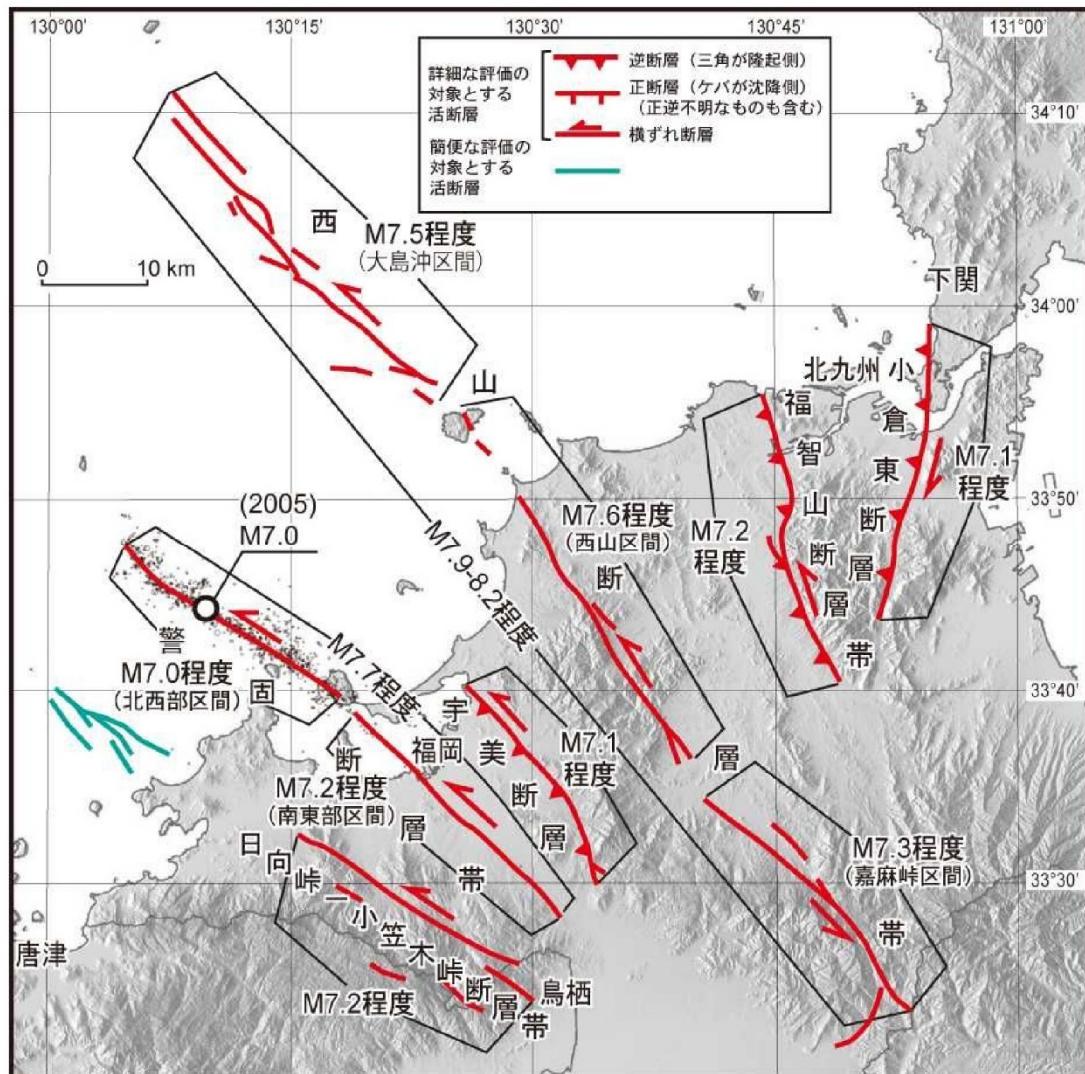
出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成24年3月）

このほか、地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成25年2月1日に発表した、今後30年以内にマグニチュード6.8以上の大規模な地震が起きる確率を地域別に算出した「九州地域の活断層の長期評価（第一版）概要」によると、九州全体では30%～42%、九州北部は7%～13%とされている。

また、このなかで、本市に係る西山断層帶では、大島沖区間・マグニチュード7.5、西山区間・マグニチュード7.6、嘉麻峠区間・マグニチュード7.3、西山断層帶全体が同時に活動した場合はマグニチュード7.9～8.2程度の地震が発生しうるとされている。

また、平成28年（2016年）4月に発生した熊本地震の教訓等を踏まえ、地震調査研究推進本部は、活断層のリスクを正しく理解してもらい、最終的に適切な防災・減災行動につながるようにと、地震発生確率と地震後経過率とを組み合わせたランク分けを導入し、長期評価の広報資料に用いている。このランク分けによれば、西山断層帶のランクは、Xランクと表示され、「地震発生確率が不明（すぐに地震が起こることが否定できない）」と解説されている。

■九州北部の活断層の特性と想定される地震の規模



出典：九州地域の活断層の長期評価（第一版）概要（地震調査研究推進本部 平成25年2月）

第2 津波

福岡県の「津波浸水想定」（平成28年2月）及び「津波浸水想定にかかる建物被害・人的被害の算定」（平成28年2月）では、東日本大震災をふまえて、福岡県に来襲する可能性のある想定津波のうち、宗像市を含む玄界灘沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、以下の2つの津波断層モデルを選定し、津波浸水想定及び建物・人的被害の算定を実施している。

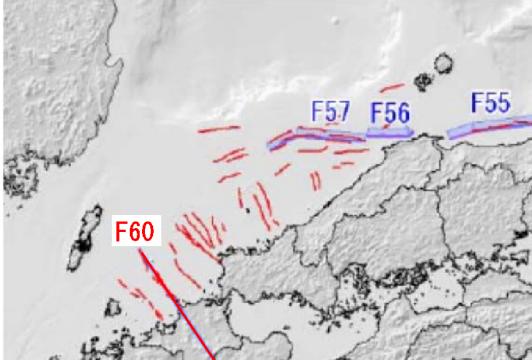
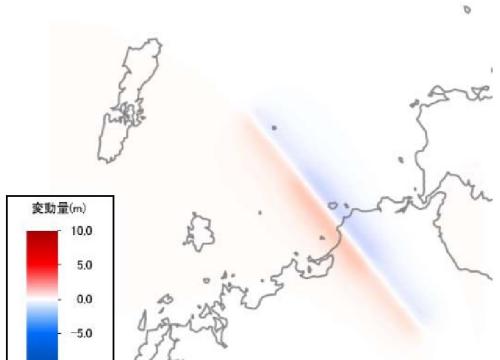
さらに福岡県では「津波浸水想定」に基づいて、平成30年3月30日に宗像市に「津波災害警戒区域」を指定している。「津波災害警戒区域」とは、最大クラスの津波（「L2津波」）が発生した場合、住民等の生命・身体に危害を生ずるおそれのある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である。

※最大クラスの津波（「L2津波」）とは住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する最大クラスの津波の呼称

- ① 国土交通省・内閣府・文部科学省が平成26年8月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」のF60（西山断層）
- ② 福岡県の独自断層として対馬海峡東の断層

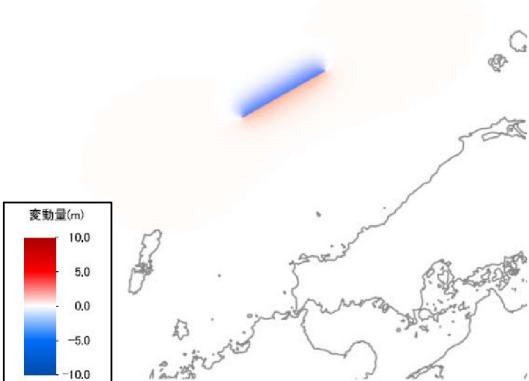
■選定した最大クラスの津波（①日本海における大規模地震の断層：F60（西山断層））

【対象沿岸：玄界灘沿岸・豊前豊後沿岸】

対象津波	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」公表（H26.8）の想定地震津波	
マグニチュード	$Mw = 7.6$	
使用モデル	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」のモデル	
説明	国土交通省・内閣府・文部科学省による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で検討された60断層のうち、福岡に影響の大きいF60（西山断層）を選定	
諸元	震源域	地盤の鉛直方向変動量分布
震源・地盤変動量		

■選定した最大クラスの津波（②対馬海峡東の断層）

【対象沿岸：玄界灘沿岸・豊前豊後沿岸】出典：「津波浸水想定」（福岡県 平成28年2月）

対象津波	対馬海峡東の断層（福岡県の独自断層）	
マグニチュード	$M_w = 7.4$	
使用モデル	佐賀県（H22）のモデル	
説明	「新編日本の活断層、活断層研究会（1991）」を参考に断層位置を設定し、「佐賀県地震・津波等減災対策調査」（H22：佐賀県）においてその他パラメータを設定したモデル。	
諸元	震源域	地盤の鉛直方向変動量分布
震源 ・ 地盤 変動量		

なお、本計画では本市へ最高津波水位を起こす「①日本海における大規模地震の断層：F60（西山断層）」を最大浸水規模及び被害想定等の根源とする。

■最大浸水規模

沿岸名	市町村名	浸水面積(ha)
玄界灘沿岸	宗像市	100

※浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深1cm以上の箇所を対象とし、一の位を四捨五入した値。

■津波の水位、津波が到達する時間、被害想定

今回の津波浸水想定による本市に津波が到達する時間（最速津波到達時間：影響開始時間）、最高津波水位、最高津波到達時間、被害想定（人的被害、物的被害）については以下のとおりである。

最速津波到達時間（影響開始時間）は、気象庁の津波注意報の発令基準（津波高20cm以上1m以下）を参考に20cmとしている。

ただし、地盤の低いところでは、地震によって、堤防等が沈下・損壊することで、津波が到達する前に浸水が始まることがある。津波の到達時間にかかわらず、早めの避難行動を心掛ける必要がある。

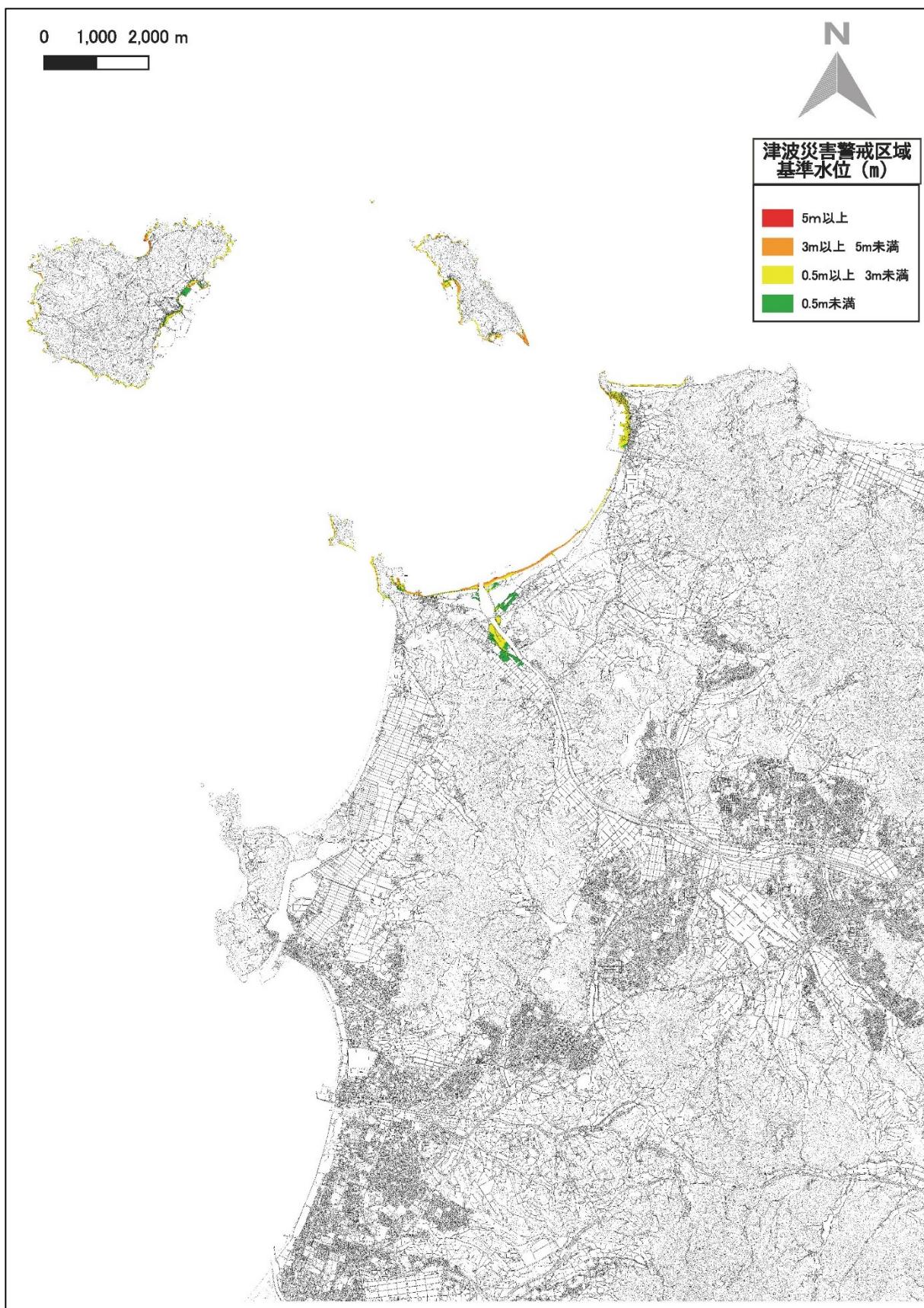
■津波の浸水想定及び被害想定

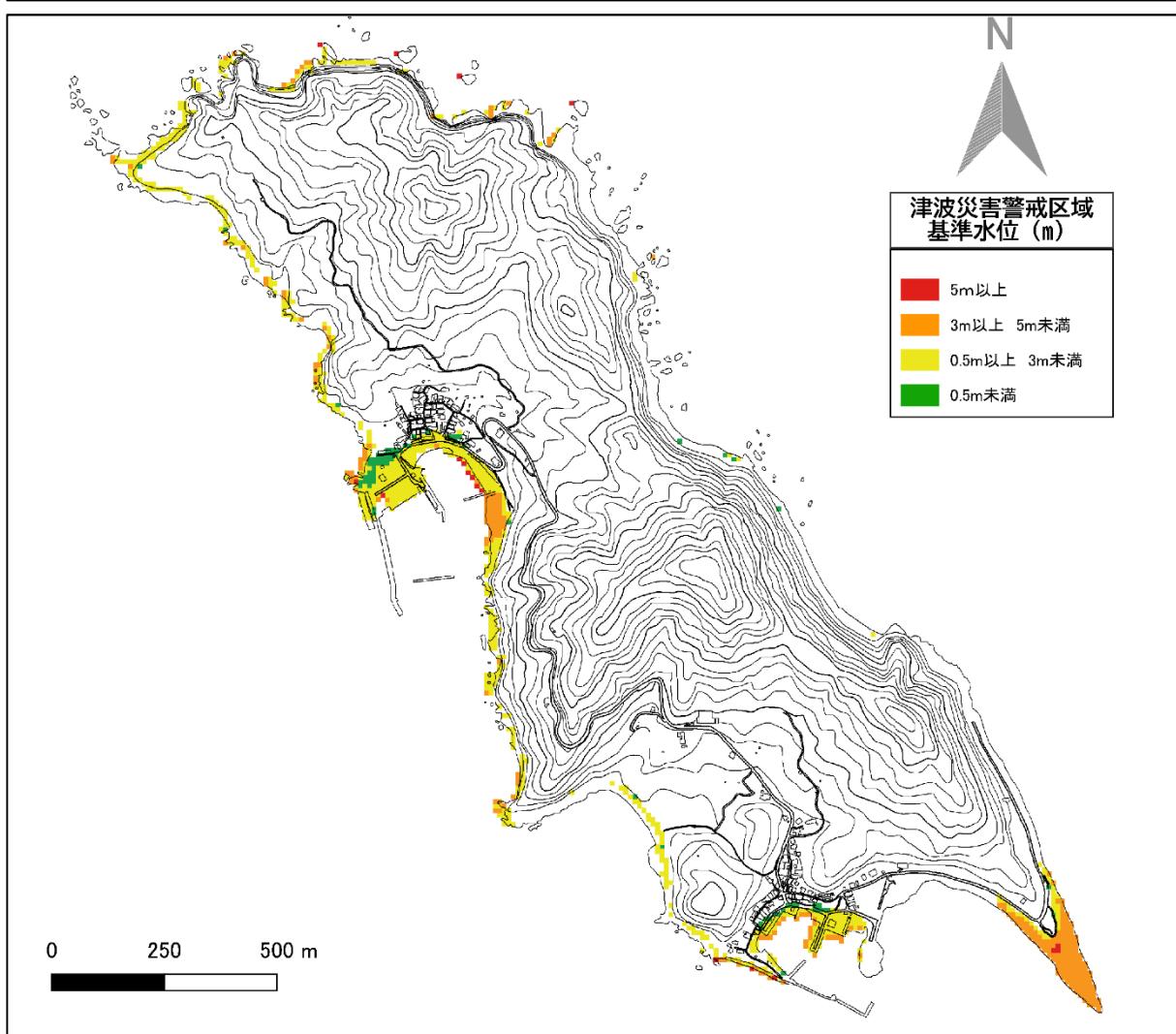
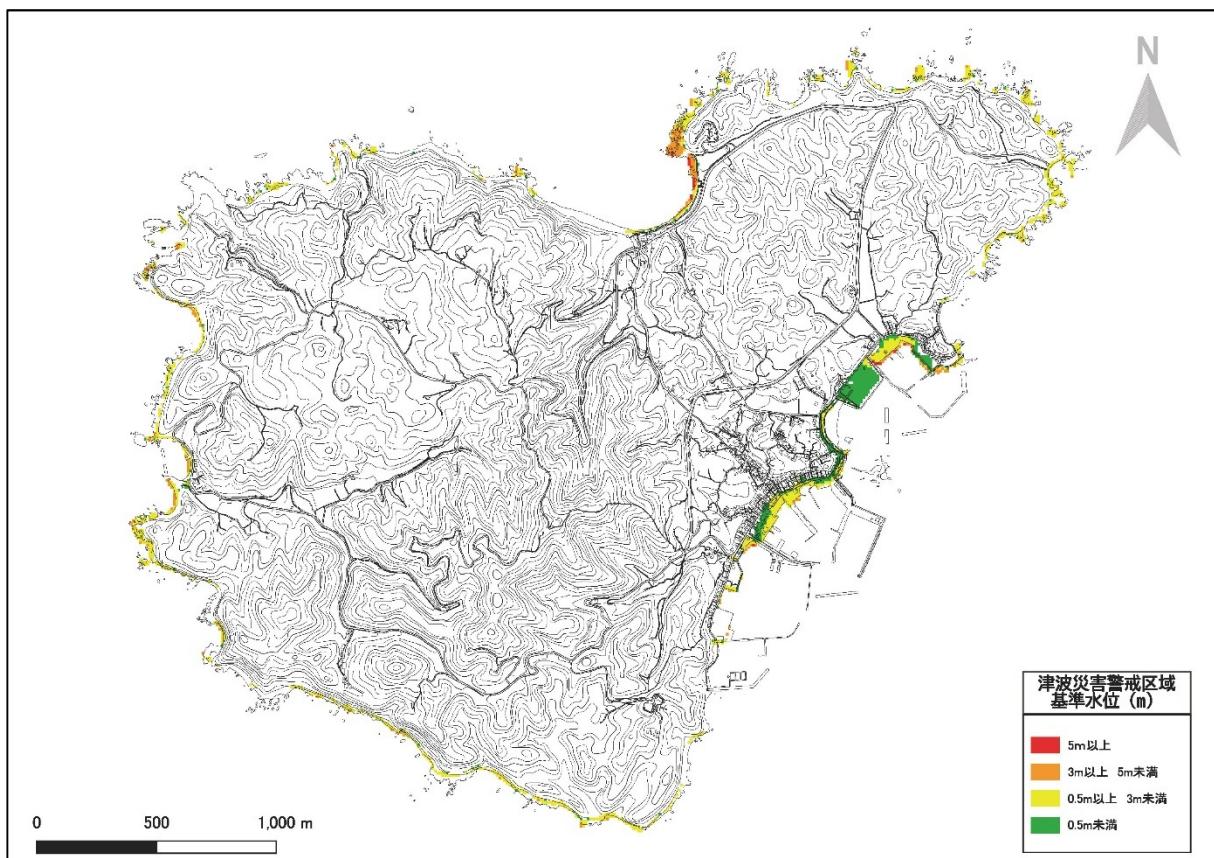
最高津波水位を起こす 波源の断層	最速津波 到達時間 (分)	最高津波 到達時間 (分)	最高津波 水位 (m)	人的被害 (死者数)	物的被害 (棟)	
					全壊	半壊
西山断層	3	19	4.3	4	5	82

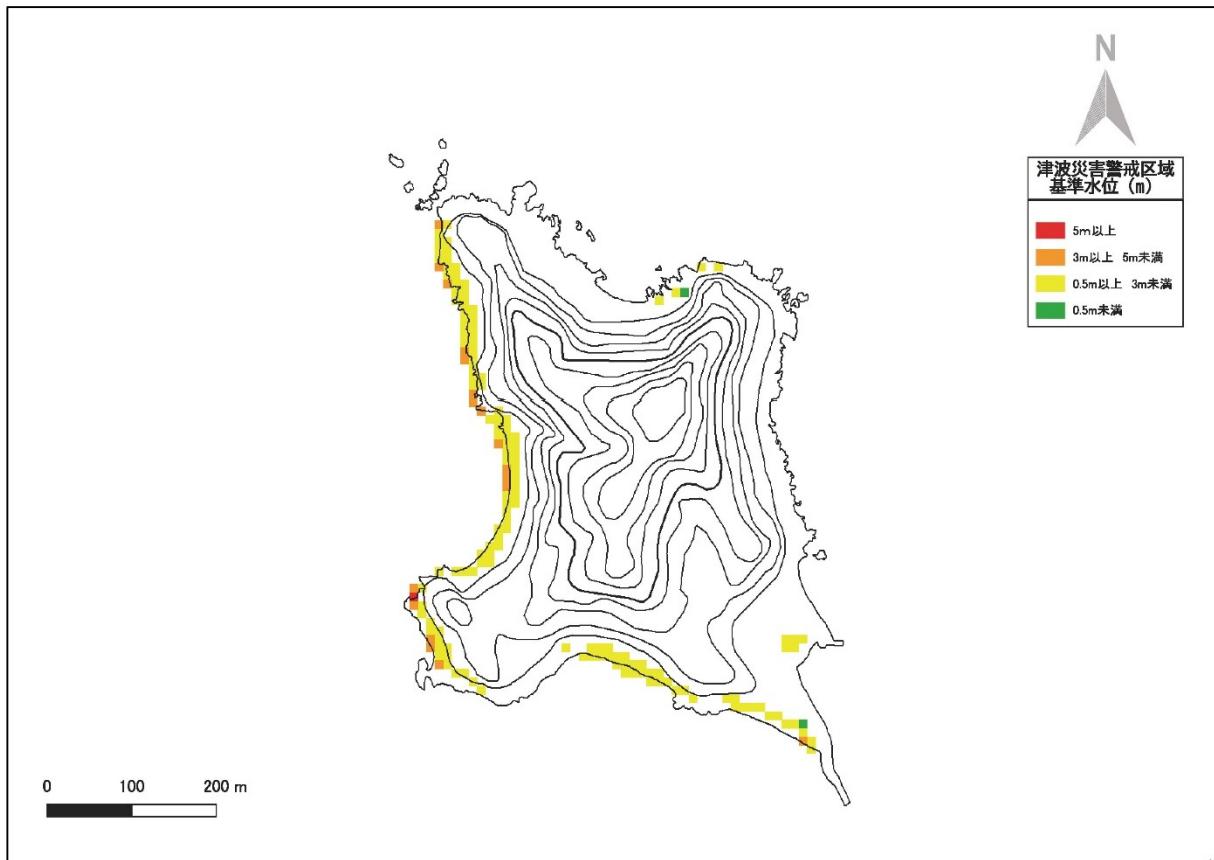
※留意点

- ・「最速津波到達時間」とは、地震発生時から 20cm 水位上昇までに要した時間。
- ・人的・物的被害は、津波浸水想定と人口・建物分布を重ね合わせ、津波到達時間やその浸水深をふまえ推計。
- ・人的・物的被害は、各市町の最大値を計上（波源ごとに数値が異なる。）
- ・人的被害は、夜間に津波が発生した場合の数値。

出典：「津波浸水想定」（福岡県 平成28年2月）、
 「津波浸水想定にかかる建物被害・人的被害の算定」（福岡県 平成28年2月）

■津波災害警戒区域図





出典：「津波災害警戒区域」（福岡県 平成28年2月）における基準水位データを基に作成

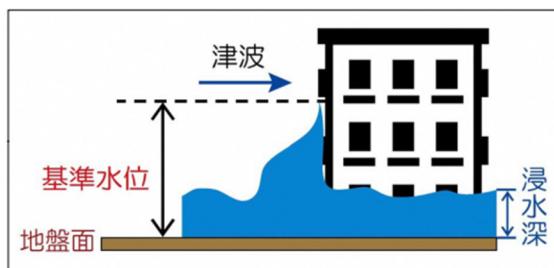
[留意事項]

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面から高さ（メートル単位）で表示しています。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成25年度時点の基盤地図情報等をもとに作成しているため、その後の開発に伴う地形改変等により、現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、航空写真等をもとに、平成23年度から27年度に作成しているため道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

出典：福岡県津波災害警戒区域の指定について（福岡県 平成30年3月）

第4節 重点的に取り組むべき対策

災害に強い市を目指し、第3節「災害の想定」で示したような人命損失危険に対する防災対策の推進や防災拠点となる施設の耐震化の推進、大規模な災害にも対応できる都市基盤整備等を推進する。ただし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、さまざまな対策を組み合わせることによって、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から災害に備える、「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

このようなハード対策に併せて、市民との迅速な防災情報の共有化や住民運動展開の促進及び効果的な応急対策のための事前対策の推進等のソフト対策等を組み合わせ、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災対策の充実を図るとともに、とりわけ本市においては、本市の特性を考慮し、より実践的な防災対策を行うため、重点的な課題に取り組み、安心で安全に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

第1 地域の防災力を向上させるための住民運動の展開

地域の防災力を向上させるため、市民、地域コミュニティ及び企業等が防災意識を持ち、災害に対する「備え」を実践する必要がある。

- 市民の防災意識の高揚・地震津波防災上の必要な教育及び広報の推進
- 地域・企業の防災力の向上

第2 人的・物的資源の効率的な活用による防災対策の推進

地震発生時においては、災害時優先電話の途絶等も考えられることから、適切な負傷者搬送のための救急隊と医療機関との間の通信や、県等による被害状況の把握及び関係機関への伝達等に支障が生じないよう、多様な通信手段の確保や情報の収集・伝達体制の充実強化を図る必要がある。

また、災害に関する各種調査研究を実施している大学や学会等には、災害対策上の多くの知見の蓄積がある。これらの知見について、防災対策に有効活用されるよう、大学や学会等と行政との連携体制を構築する必要がある。

- 適切な医療供給体制の構築
- 地域の災害情報の把握・伝達体制の充実強化
- 大学・学会・防災研究機関等と行政の連携の強化

第3 建築物等の耐震化の推進

地震発生時に死傷者が発生する主な要因は住宅の倒壊に伴うものが圧倒的に多いため、住宅の耐震化に取り組む必要がある。また、公共施設が被災しては、災害対応に支障をきたすことになるため、公共施設の耐震化に取り組むことが必要である。

さらに、水道、電気、ガス等のライフラインの被災により、住民の日常生活、企業の産業活動に深刻な影響が及ぶことも予想されるため、ライフライン施設について耐震化に取り組む必要が

ある。

- 住宅、公共施設等の耐震化の推進
- ライフライン施設の耐震化の推進

第4 高齢化社会等に対応した防災体制の確立対策の推進

地震発生時には高齢者等の要配慮者が犠牲となるケースが多いため、要配慮者に配慮した防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導体制の強化等、防災体制を確立させる必要がある。

- 高齢者等の要配慮者対策の充実

第5 学校における防災教育推進

災害は突然に、しかも想定外のことが起こる可能性があるという認識のもと、強い危機感をもち、自らの判断で行動できる児童生徒の育成に努める必要がある。

- 防災に関する知識の習得
- 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成
- 防災管理・組織活動の充実・徹底

第5節 防災関係機関等の業務大綱

基本編・風水害対策編 第1章「第3節 防災関係機関等の業務大綱」(1-15)に準ずる。

第6節 防災ビジョン

基本編・風水害対策編 第1章「第4節 防災ビジョン」(風水応急-31)に準ずる。

第7節 計画の運用等

第1 平常時の運用

1 基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

基本編・風水害対策編 第1章 第5節 第1「1 基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行」(風水応急-40)に準ずる。

2 災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことがないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

その他は、基本編・風水害対策編 第1章 第5節 第1「2 災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備」(1-40)に準ずる。

3 業務継続性の確保

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等による業務継続性の確保に努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行うよう努める。

4 南海トラフ地震防災対策の推進支援

南海トラフ特措法 第3条 第1項の規定に基づく県内における南海トラフ地震防災対策推進地域(平成26年3月31日内閣府告示第21号)は、北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町である。

本市は南海トラフ地震防災対策推進地域に該当していないが、該当する隣接市町において策定された南海トラフ地震防災対策計画等に基づく訓練、教育、広報等の実施を支援する。

第2 災害時の運用

災害時には、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第3 計画の周知

この計画は、市職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民にも広く周知徹底する。

第8節 災害に関する調査研究の推進

能登半島地震を踏まえ、基本編・風水害対策編 第1章「第6節 災害に関する調査研究の推進」(1-41)に準じて調査研究を推進する。

【余 白】

第2章 災害予防計画

- 第 1 節 基本方針
- 第 2 節 防災基盤の強化
- 第 3 節 市民等の防災力の向上
- 第 4 節 効果的な応急活動のための事前対策

本章では、災害が発生する前（予防期）の対策として、「防災基盤の強化」「住民等の防災力の向上」と「効果的な応急活動のための事前対策」のための施策を体系化し、本市に必要な災害予防計画を提示する。

【余 白】

第1節 基本方針

第1章「総則」第3節「災害の想定」や第4節「重点的に取り組むべき対策」を受け、災害予防計画においては以下の点を基本方針として推進する。

第1 人命損失防止対策の重点的推進

地震災害時には、第1編「総則」第3章「災害の想定」で示したような種々の人命損失危険が存在する。このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。とりわけ、建物（被害）に対する対策及び地震防災上の必要な教育及び広報の推進を重視する。

第2 重度の生活障害防止対策の推進

激甚な地震災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

第3 防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るため、県の実施した防災アセスメントの結果をもとに災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。

- 1 県の実施した防災アセスメントの結果及び活断層調査結果等を参考に、より精度の高い災害に関する情報の収集・整理に努め、住民や行政が利用できる災害危険情報を整備する。
- 2 災害に関する情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して安全な土地利用を指導・誘導するとともに、将来の都市計画等においても、地震に強い都市構造の形成に努める。

第4 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、自治体庁舎、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障を來したことに配慮し、市内の防災基幹施設の防災対策を重視する。この場合、防災アセスメント結果等を参考に、市内の災害危険度や防災基幹施設の重要度等を考慮し、防災対策を推進する。

第5 防災力の向上

大規模災害時には防災関係機関だけでは対応できないことから、防災関係機関における防災力の向上のほか、住民、自主防災組織、事業所等の防災力の向上を推進する。

第6 効果的な応急対策のための事前対策の推進

地震災害時に効果的に応急対策活動を実施するため、平常時から必要な事前対策を推進する。

第2節 防災基盤の強化

第1 都市構造の防災化

市及び県は、建築物の耐震・不燃化、都市空間の確保と整備等により過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

1 方針

市及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、災害が発生した場合においても、行政・社会機能を維持するために、行政関連施設、避難所、福祉施設、病院等は災害リスクが少ない場所に建設する等防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

2 建築物不燃化の推進

基本編・風水害対策編 第2章 第1節 第5「1 建築物不燃化の推進」(2-14)に準ずる。

3 防災空間の確保、整備、拡大

基本編・風水害対策編 第2章 第1節 第5「2 防災空間の確保、整備、拡大」(2-14)に準ずる。

4 安全な市街地の形成

基本編・風水害対策編 第2章 第1節 第5「3 安全な市街地の形成」(2-15)に準ずる。

5 宅地開発の指導

基本編・風水害対策編 第2章 第1節 第5「4 宅地開発の指導」(2-15)に準ずる。

6 造成地の災害予防対策

滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

7 避難地等の整備

市は、震災時に市民を安全に避難させるため、広域避難地、避難路を、次の事項に留意して選定、整備し、市民に周知する。

(1) 広域避難地等の選定

市街地を要避難地域及び非焼失地域に区分し、広域避難地は非焼失地域内で選定する。要避難地域、非焼失地域、広域避難地及び火災に対する避難圏域の選定基準は、以下のとおりとする。

ア 要避難地域

① 木造建物の建ぺい率が概ね 10%を越える街区が連続した市街地で、その面積が広域に及び、火災時に、市民が組織的、計画的に避難する必要がある地域。

② 浸水、山崩れ及び地すべり等の被害が生ずるおそれのある地域。

イ 非焼失地域

要避難地域以外の地域。

ウ 広域避難地

① 火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、避難者の安全を確保できること。特に周辺市街地の火災による輻射熱を考慮して算出した安全面積が、概ね 10ha 以上であること。

ただし、10ha 未満のものであっても、周辺地域に耐火構造物が存在し、火炎に対し有効な遮蔽が出来る場合は選定することができる。

② 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。

③ 浸水等の危険のないこと。

④ 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。

⑤ 一定期間の、避難者の応急救護活動が実施できること。

エ 火災に対する避難圏域（広域避難地等に避難する住民の居住地域の範囲）

① 広域避難地等収容可能人口は、避難者 1 人当たりの必要面積を概ね 1 m²以上として算定すること。

② 火災に対する避難圏域の境界は、原則として町丁単位とするが、町丁区画が細分化されているような場合は、道路、河川、鉄道等を境界とすること。

③ 広域避難地等収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難地等に避難することができない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意するものとし、各市町から広域避難地等までの歩行負担がなるべく均等にすること。

④ 火災に対する避難圏域は、夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では避難地等収容可能人口に余裕をもたせること。

(2) 避難路の選定

広域避難地等へ避難するための避難路は、以下の基準により選定する。

ア 沿道に耐火建築物が多いこと。

イ 落下物、倒壊物等による危険又は避難障害のおそれがすくないこと。

ウ 広域避難地等の周辺では、出来るだけ進入避難路を多くとること。

エ 自動車の交通量が比較的少ないこと。

オ 危険物施設等に係る火災、爆発等の危険性が少ないとこと。

カ 耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。

キ 浸水により通行不能になるおそれがないこと。

ク 通行障害発生時の代替道路のことも考慮すること。

(3) 広域避難地等の整備

ア 避難地標識等

避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識を設置するとともに、避難地を遠方から確認できるよう、市街地の状況に応じ必要な広域避難地についてランド・マークを設置する。

イ 給水施設

広域避難地における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

- ① 広域避難地内又は周辺の浄水場、配水場の貯留水を利用するために必要な機材（ポンプ等）を整備する。
- ② 広域避難地内又は周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。
- ③ 必要に応じ大型耐震性貯水槽を設置する。

ウ 応急救護所等

広域避難地における災害応急対策活動が円滑に実施出来るよう、広域避難地内部の整地、公用用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設を整備する。

エ 進入口

進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある広域避難地について、進入口の拡幅、増設を行う。

(4) 避難路の安全確保

市及び関係機関は、次により広域避難地等への安全確保を図る。

ア 火災に対する安全性の強化

- ① 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。
- ② 必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。

イ 主要道路における施設等の整備

主要道路については、地震発生後、一般車両の通行を禁止する措置をとる場合に必要な施設等を整備する。

ウ 危険物施設等に係る防災措置

① 危険物施設等

避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。

② 上水道施設

避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水管等の取替え及び防護を実施する。

③ 電力施設

避難路の安全を確保するため次の措置を講じる。

(ア) 設備強化

- a 避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
- b 電線の混触による短絡断線防止策として、絶縁電線を使用する。
- c 柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空中開閉器を使用する。

(イ) 設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

エ ガス施設

避難路に埋設されているガス施設による災害を未然に防止するため、主要路線の巡回点検を強化するとともに、必要な本管の取替え及び防護を実施する。

オ その他の占用物件

避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて除去等の措置を講ずる。

第2 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方

建築物等の安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。

1 基本的な考え方

地震に強いまちづくりを行うに当たっては、建築物、土木工作物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の諸施設の耐震性を確保する必要がある。その場合の要求性能は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下による。

- (1) 諸施設に要求される耐震性能は、一般的な地震動、及び直下型地震または海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動についてもできる限り考慮の対象とする。
- (2) この場合、諸施設は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- (3) さらに、諸施設のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また要配慮者の安全確保に必要な建築物等については、需要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の諸施設に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- (4) また、耐震性の確保には、上述の個々の諸施設の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

なお、特に新耐震基準以前に建築された既存建築物等の耐震性の向上を図るため、県は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震改修促進計画を策定し、耐震診断・改修の促進を図るための施策、建築物の所有者等に指導、助言等を行うものとし、市は、国の基本方針や福岡県建築物耐震改修促進計画を基に、宗像市耐震改修促進計画を策定する。

第3 建築物等の安全化

1 建築物等の耐震性の確保

- (1) 公共建築物の耐震性の確保

ア 市有施設の耐震性確保に関する方針

① 新築建築物

新たに建設される市有施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の確保を図る。

② 新耐震基準以前に建築された建築物

以下の施設について、計画的かつ重点的に耐震診断・改修を推進する。特に(ア)、(イ)及び(ウ)の施設については、非構造部材を含む耐震対策等により、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努める。老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

- (ア) 災害応急対策活動に必要な施設
- (イ) 指定避難所として位置づけられた施設
- (ウ) 多数の住民が利用する施設
- (エ) その他

③ 新耐震基準以降に建築された既存建築物

以下の施設について、非構造部材を含む耐震対策等により、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努める。老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

- (ア) 災害応急対策活動に必要な施設
- (イ) 指定避難所として位置づけられた施設
- (ウ) 多数の県民が利用する施設

イ 既存市有施設等の耐震性確保に関する取組

① 市有施設

宗像市耐震改修促進計画に基づく耐震診断・耐震改修の実施

② 教育施設等

- (ア) 学校建築については、仮設等の付属施設を除き原則として、耐震耐火構造とする。
- (イ) 既存の木造校舎については、順次耐震耐火構造による改築を図る。
- (ウ) 老朽施設については、更新、補強を図る。

(エ) 社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、地震防災上必要な補強を図る。

③ 公営住宅

市営住宅については、防災、土地の高度利用及び生活環境の改善等の観点から、公営住宅長寿命化計画等に基づき、適切な管理に努める。

④ 社会福祉施設

社会福祉施設については、地震防災上必要な改築又は補強を図る。

(2) 一般建築物の耐震性の確保

ア 方針

民間建築物の耐震化は、原則所有者又は使用者の責務として行うものとし、県および建築主事を置く市町村は、そのための助言、指導及び必要性等に応じて支援を行う。

なお、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導を行う。

また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

イ 新築建築物の耐震化対策

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、廣告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、その実効を図る。

ウ 既存建築物の耐震化対策

① 県及び市による取組

(ア) 民間建築物の耐震性の向上を図るため、広報の充実や耐震改修促進体制の整備等を図る。

(イ) 建築士団体等との連携により、民間建築物の耐震性確保を図る。

② 県による取組

(ア) 耐震化の必要性、耐震工法や施行方法等の技術知識等について、パンフレット等の配布、セミナーの開催、住宅耐震診断アドバイザー派遣等により、広く住民に普及・啓発する。

(イ) 市が行う耐震改修工事補助事業について、必要な支援を行う。特に木造建て及び共同住宅の耐震化に対する支援の充実を図る。

(3) その他の安全対策

基本編・風水害対策編 第2章 第1節 第6「1 建築物等の災害予防」(2-16)に準ずる。

2 文化財災害予防対策

基本編・風水害対策編 第2章 第1節 第6「2 文化財災害予防対策」(2-16)に準ずる。

第4 土木防災施設・社会資本施設等の安全化

土木防災施設・社会資本施設等の安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。

1 土砂災害防止施設等の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第1節「第2 土砂災害の防止」(2-3)に準ずる。

2 河川・海岸施設等の安全対策

地震の発生に際しての河川施設の被害を想定し、耐震点検を行い、堤防、水門及び排水機場等の市管理河川関連施設について必要なものにおいては、重要度・緊急度の高いものから耐震化工事を行う。

3 交通施設の安全対策

基本編・風水害対策編 第2章 第1節「第11 交通施設の災害予防」(2-19)に準ずる。

4 ライフライン施設の安全対策

基本編・風水害対策編 第2章 第1節「第9 電気施設、ガス施設の災害予防」(2-17)、及び「第10 上水道、下水道施設の災害予防」(2-18)に準ずる。

5 ため池施設の安全対策

基本編・風水害対策編 第2章 第1節 第1「(2) ため池対策」(2-3)に準ずる。

第3節 市民等の防災力の向上

第1 市民が行う防災対策

近年の災害の経験をふまえ市民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

災害発生時に、市民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

市及び県は、市民に対する防災意識の高揚を図る。

1 市民が行う主な防災対策

(1) 防災に関する知識の修得

- ア 緊急地震速報、津波警報・注意報、地震・津波情報の理解や震度、マグニチュード等の地震・津波に関する基礎知識
- イ 過去に発生した地震被害状況
- ウ 近隣の災害危険箇所の把握
- エ 災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や避難指示等発表時の行動、避難方法、指定避難所での行動、的確な情報収集等）
- オ 災害教訓の伝承

(2) 防災に関する家族会議の開催

- ア 指定緊急避難場所・経路の事前確認
- イ 非常持出品、備蓄品の選定
- ウ 家族の安否確認・連絡方法（スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）
- エ 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

(3) 非常用品等の準備、点検

- ア 食料、飲料水、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
- イ 3日分相当の食料、飲料水・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
- ウ 消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備

(4) 住宅等の安全点検、補強の実施（家屋の耐震化、家具転倒防止、棚上の物の落下防止、ガラス飛散防止等）

(5) 応急手当方法の習得

(6) 市、県又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

(7) 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

(8) 愛護動物との同行避難や指定避難所等での飼養に対する準備

2 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、地震保険は被災者の住宅再建にとって有効な手段の1つであるため、市民は地震保険の活用を検討する。

市は、その制度の普及促進に努める。

第2 自主防災体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第2節「第2 自主防災体制の整備」(2-23)に準ずる。

第3 企業等防災対策の促進

基本編・風水害対策編 第2章 第2節「第3 企業等防災対策の促進」(2-26)に準ずる。

第4 防災知識の普及

基本編・風水害対策編 第2章 第2節「第4 防災知識の普及」(2-28)に準ずる。

第5 防災訓練の充実

基本編・風水害対策編 第2章 第2節「第5 防災訓練の充実」(2-33)に準ずる。

第6 市民の心得

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の経験を踏まえ、市民は、「自らの身の安全は自らが守ること」が基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震（津波）発生時に、市民は、家庭又は職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

1 家庭における心得

(1) 平常時の心得

ア 家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の指定緊急避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。

- イ がけ崩れ、津波に注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ すばやく火の始末をする。
- ウ 火が出たらまず消火する。
- エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- オ 狹い路地、埠のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- カ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- キ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ク みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- コ 秩序を守り、衛生に注意する。

(3) 地震発生時の外出時の心得

ア 【住宅地】

路上の落下物（エアコンの室外機・ベランダのプランター等）や倒壊物（自動販売機・電柱・街路樹等）に注意する。

イ 【繁華街】

窓ガラスや看板、ネオンサイン、外壁の落下に注意する。かばん等で頭を保護して避難する。

ウ 【山・丘陵地】

落石に注意しながら、山ぎわや急傾斜地等山崩れ、がけ崩れの起こりやすい危険な場所から遠ざかる。

エ 【屋内】

あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

2 職場における心得

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程等を整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア すばやく火の始末をすること。

- イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- エ 正確な情報を入手すること。
- オ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- カ エレベーターの使用は避けること。
- キ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。
- ク 無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

3 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により、緊急自動車の通行の妨害とならないよう、道路の左側に停止させること。
- イ 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のため車を使用しないこと。

第4節 効果的な応急活動のための事前対策

第1 広域応援・受援体制の整備

近隣自治体との防災協定の締結により、津波災害時においては内陸部の市町町からの支援を確保するほか、広域災害を想定し、本市と同時に被災しない自治体等との応援体制の整備を推進する。

その他は、基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第1 広域応援・受援体制の整備」(2-37) 対策編 第2章 第3節「第2 防災体制・施設・資機材等の整備」(2-38) に準ずる。

第2 防災体制・施設・資機材等の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第2 防災体制・施設・資機材等の整備」(2-38) に準ずる。

第3 災害救助法等の運用体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第3 災害救助法等の運用体制の整備」(2-45) に準ずる。

第4 津波災害予防体制の整備

地震発生後、時を移さずして、津波は沿岸地域を襲うが、それを防御することは極めて困難なため、「逃げる」ための避難対策（ソフト対策）を推進し、「防ぐ」対策（ハード対策）でこれを支援・補強する。

津波予防対策として、過去の被害状況や県がアセスメント調査を行った「浸水予想図」及び福岡県津波浸水想定（平成28年2月 福岡県）等を参考として、ハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせた津波防災地域づくりを検討する。また、市は、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線等市民への情報伝達手段の整備を図るとともに、市民が迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成・周知に努めるほか、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 津波災害予防対策のための基本的な考え方

(1) 津波の想定

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

(2) 津波災害予防対策の基本的な考え方

最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制等を組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減等、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるよう努める。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるよう努める。

津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

2 津波に対する防災予防体制の整備

(1) 基本指針

市及び県は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。その際、例えば、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舎の確保、携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。

(2) マニュアルの整備

市及び県は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

3 避難体制の整備

(1) 避難行動の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊や落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故が発生するおそれがあることから、津波発時の避難については、徒步によることを原則とする。このため、市及び県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行う等、徒步避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者（特に避難行動要支援者）の存在、避難路の状況等をふまえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、警察と十分調整を図る。

また、離島住民については、島外避難も想定し、市営渡船のほか、第七管区海上保安本部、県等の協力を得て、海上及び航空輸送ルートの確保に努める。

(2) 避難誘導時の安全の確保

市及び県は、消防団員、水防団員、警察官、市職員等、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とする。

特に、水門・陸閘の閉鎖については、操作する者が津波の被害にあうことがないよう、予想される津波到達時間も考慮しつつ、連絡手段の確保や管理規則等を改める等の措置を行うよう努

める。

(3) 指定緊急避難場所

市及び県は、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、できるだけ浸水危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波地震の諸元に応じ必要な数、規模の指定緊急避難場所その管理者の同意を得たうえで、あらかじめ指定し、市民への周知徹底に努める。

また、民間等の建築物について、津波避難ビルの指定を進める等、いざという時に確実に避難できるような体制構築に努める。

指定緊急避難場所について、市は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、市は、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることを努める。

市は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等防災拠点化を図る。

指定緊急避難場所においては、女性の意見を反映し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定緊急避難場所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努める。

(4) 津波避難計画等の策定

ア 津波避難計画の策定（津波避難計画策定指針）

市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、津波ハザードマップを作成する他、平成25年3月に消防庁から示された津波避難対策推進マニュアル検討会報告書を踏まえ、市民、自主防災組織、宗像地区消防本部、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の市民等への周知徹底を図る。

なお、津波避難計画の策定に当たっては、下記の事項に留意するものとし、これをもって、県における津波避難計画策定指針とする。

① 津波浸水想定の設定

津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深を設定するもので、平成28年2月に公表した「福岡県津波浸水想定」を参考にする。

② 避難対象地域の指定

津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域で、平成28年2月に公表した「福岡県津波浸水想定」に基づき、自主防災組織や市内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。

③ 避難困難地域の検討

予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難な地域をい

い、抽出に当たっては、地図上で想定するだけではなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、設定する必要がある。

④ 指定緊急避難場所等、避難経路等の指定

市民等一人ひとりが指定緊急避難場所、避難路、避難の方法等を把握し津波避難を円滑に行うために、指定緊急避難場所等を指定するとともに、指定した指定緊急避難場所等の機能維持・向上に努める。なお、避難する場合の方法は、原則として徒步とするが、地域によっては、指定緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離がある等、要配慮者等の円滑な避難が非常に困難であり、かつ自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや徒步による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合には、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておく必要がある。

⑤ 初動体制（職員の参集等）

勤務時間外に大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。

⑥ 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職団員、民生委員等の安全確保について定める。津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を備えること等について定める必要がある。

⑦ 津波情報等の収集・伝達

気象庁から発表される大津波警報・津波警報、津波注意報や津波情報の受信手段、受信経路等を定める。また、大津波警報・津波警報、津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、国、県等による津波観測機器による観測情報、安全な場所での津波の実況把握等により、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定める。これらの情報等を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）を定めるに当たっては、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する必要がある。

⑧ 避難指示の発令

報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により大津波警報・津波警報、津波注意報の通知を受けた場合や強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合等において、避難指示を発令する基準を定める。

⑨ 平常時の津波防災教育・啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。また、家庭内で家族の安否確認方法を共有するとともに、地震発生後、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定等の地震対策について啓発することが重要である。

⑩ 避難訓練

津波避難訓練の実施に当たっては、地域の実情に応じた訓練体制、内容等を検討する。

訓練を継続的に実施し、津波浸水想定区域や避難路・避難経路、避難に要する時間等の確認、水門や陸閘等の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけではなく、防災意識の高揚にもつながるものであり、少なくとも毎年1回以上は、津波避難訓練を実施することが大切である。また、訓練の成果や反省点を津波避難計画等に反映させることが重要である。

(11) その他の留意点（観光地等の利用者の誘導）

観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等は、あらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導に対しての手段を定めておく。また、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に、浸水予測図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示の整備を推進する。

イ 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

市は、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

市は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

また、高齢者福祉施設等を利用した広域避難体制の整備を図るため、大規模災害に伴う施設の一時避難等について、関係団体等と協議しながら県内施設間の協力体制を整備するよう努める。さらに、施設機能維持のための備蓄（水、医薬品、非常用電源等）について、啓発・指導を行うことにより推進を図る。

ウ 大規模商業施設の避難誘導体制の整備

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(5) 避難指示

市長は、津波災害に対する市民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める等、具体的な避難指示等の発令基準を設定する。なお、市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を市民等に伝えるための体制を確保する。

(6) 市における津波避難対策

市は、県と連携して、地域防災体制の中心となる自主防災組織の整備や防災に関する優れた知識や経験、技能を持った人材の育成、災害ボランティアコーディネーターの育成に取り組み、市における避難体制の充実化を図る。

また、市は、避難場所のあり方に関し、女性等の意見を反映し、女性や子育て家庭等多様な生活者のニーズに配慮するよう努める。

4 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

福岡管区気象台、福岡県警察本部、NTT等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、市等への津波警報伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間等における津波警報伝達の確実化を図るため、要員を確保する等津波防災体制を強化する。

(2) 伝達手段の確保

市は、市民、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等に対する津波警報等の伝達手段として、また、海浜地での迅速・確実な伝達を確保するため、市防災行政無線をはじめ、サイレン、広報車、旗等、その他視覚的伝達方法等多様な手段を整備する。

また、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビまもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用や戸別受信機の配備強化に努める等情報伝達手段の更なる多重化、多様化を図る。

なお、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

■通報・通信手段の確保

- 市防災行政無線 同報系（屋外子局、戸別受信機）
- 緊急情報伝達システム
- Lアラート
- サイレン、広報車 等
- 福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」
- 福岡県防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」
- 全国瞬時警報システム（J-ALEERT）
- 携帯電話、スマートフォン（エリアメール・緊急速報メール、ワンセグ受信を含む。）
- 衛星携帯電話
- テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ（ケーブルテレビ）
- 緊急警報放送システム受信機の普及（テレビやラジオでの自動的受信）
- 小型漁船への無線機の設置を促進
- 防災相互通信用無線の整備

(3) 伝達協力体制の確保

市長は、沿岸部に多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織と連携して、津波予警報等の伝達協力体制を確保するよう努めるとともに、日頃より過去の事例等による啓発活動を行うよう努める。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、市、県及び防災関係機関は連携して、災害情報伝達訓練を企画し実施する。

(5) 沿岸市町村

市は、地域住民に対し、各種講演会等各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚

を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり避難行動要支援者にも配慮した学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施するよう努める。

5 交通対策

(1) 輸送・交通体制の整備

市及び県は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に津波災害に対する安全性耐震性の確保に配慮する。道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案する。

市・県及び福岡県警察本部は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について津波災害に対する安全性耐震性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備する。また、警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

(2) 道路

道路管理者等は、広域的な整合性に配慮しつつ、津波来襲のおそれがあるところでの津波予想高、津波到達予想時刻に基づく通行規制の実施について、検討を行う。また、津波発生時における市民等の避難の目安とするため、道路標識等への海拔の表示を行う。

(3) 海上交通

第七管区海上保安本部及び港湾・漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じ船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域や施設へ船舶を退避させる等の措置を講じるよう努める。

(4) 航空

空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する方策を講じるよう努める。

(5) 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を講じるよう努める。

(6) 乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定めるよう努める。

6 防災知識の普及、訓練の実施

(1) 防災知識の普及

市及び県は、津波による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明等、啓発活動を市民等に対して行う。

また、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、

防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。さらに、防災知識の普及の際にには、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努める。

市及び県は、津波発生時の迅速な避難行動が行えるよう、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、市民に対し、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知させる等、防災知識の普及・啓発の強化に努めるとともに、以下の事項について普及・啓発を図る。

- ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと等、避難行動に関する知識
- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合等、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること等、大津波警報・津波警報・津波注意報発表時にとるべき行動
- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性等、津波の特性に関する情報
- ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もあり得ること等、津波に関する想定・予測の不確実性
- ・警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動
- ・3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ・災害時の家族内の連絡体制の確保

(2) 防災教育の実施

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。旅行先等で津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は全国的に行われる必要がある。

津波による災害と防災に関する市民の理解向上を図るため、学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムの実施に努める。

また、津波発生時に市民が迅速な避難行動を取ることができるよう、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る。

なお、市及び県は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、防災関係職員に対しても津波災害に関する研修を実施し、防災対応能力の向上を図る。教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓のほか、旅行先等で津波被害に遭う可能性もあることから、継続的な防災教育に努める。

(3) 海抜の表示

津波発生時における市民の避難の目安となるよう、道路標識等に海抜の表示を行う。

(4) 津波ハザードマップの整備

津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定や津波災害警戒区域をふまえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、市民等に対し周知を図る。

市及び県は、津波ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

(5) 街頭における防災知識の啓発

市及び県は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域・浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等の表示の拡充、蓄光石やライト等を活用して夜間誘導できるような表示を行う等、市民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、災害発生時に円滑な避難ができるような取り組みを行う。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのか等について、市民等に分かりやすく示すよう留意すること。

(6) 防災訓練の実施

各地域において、講演会や普及・啓発活動を通じて津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり、要配慮者（特に避難行動要支援者）に配慮した津波警報等の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

7 津波避難訓練をする際の留意点等

津波時における避難は迅速性を要するため、市及び県は、津波避難訓練を行う場合、できる限り災害遭遇時の社会心理学上の人間の心理、すなわち、災害に対峙した場合に人間は避難することを躊躇することが多いという人間の心理特性も意識するように努め、避難を率先して行う者をあらかじめ指名する等、避難行動を早期に開始し市民も後に続くような方策を考慮するよう努める。

また、その心理特性を意識したうえで、避難行動を開始するには、その心理特性を理屈的に取り扱って避難を開始する必要性があることを市民に理解させ、避難指示等の情報は実際の被害につながらない場合もあるが、それを無視し続けることは、いつしか大きな被害を直接受けることにつながることを市民に十分に理解させるよう努める。

なお、災害時に働く社会心理学上の人間の心理には以下のものが挙げられる。

※正常化の偏見 (Normalcy bias)

軽微な異変にまで反応すると心の安定が保てなくなるため、人々は心の安定を保つために、軽微な異変は正常範囲内の出来事として処理する心的メカニズム。

例えば、避難指示が発表されても避難しない行動がある。確かに、避難指示が出ていることは、

危険な状態にあり、避難するべきであることはわかっているが人々は避難しない。人々はこの行動を正当化するため、危険であることはわかるが、今まで避難指示を無視しても被害に遭遇しなかつたので避難しないと考える心的メカニズムである。

例：建物内で非常ベルが鳴っても、従業員の訓練等と思い、すぐに逃げ出そうとする人がいる。

※多数派同調バイアス (Majority synching bias)

今まで迷ったときは周囲の人と同じ行動を取ることで乗り越えてきた経験を活かし、迷ったときは周囲の人の動きを探りながら同じ行動をとることが安全と考える心理状態。

例えば、避難指示が発表されても避難しない行動がある。確かに、避難指示が出ていることは、危険な状態にあり、避難するべきであることはわかっているが、周辺住民が避難しないため、自分は何か思い違いをしているかもしれないと考えて、周囲の人々に同調して避難しない心理状態。

例：建物内で煙が発生しても、周囲の者が逃げようとしている場合、危険が生じそうでも自分も逃げない心理状態。

※援助行動 (Helping behavior)

目前に生命の危険に曝されている人がおり、自分しかその人を救えない場合に、他の人の利益になるように自分の身の危険を冒してでも助けようとの衝動が自発的に生まれ人を助けるような行動。

例：火事や地震の際に母親が自分の命を犠牲にして子供の命を救うという行動。

8 津波に強いまちづくり

浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画、短時間で避難が可能となる避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段等の避難関連施設の計画的整備、民間施設の活用による避難施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等の検討を行う。

(1) 基本指針

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、概ね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態等地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

(2) 浸水想定の設定

市及び県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、市及び県は津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。市及び県は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表するように努め、安全な国土利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

(3) 都市計画・土地利用計画等との連携

ア 基本方針

市及び県は、新たな土地利用について検討する際、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちについて検討する。なお、事業

の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

市及び県は、防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画策定、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

イ 行政関連施設、要配慮者に関する施設等について

市及び県は、行政関連施設、要配慮者に関する施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、特に万全を期する。

(4) 津波災害警戒区域や津波災害特別警戒区域の指定

ア 区域の指定

県は、津波浸水想定及び被害想定を踏まえ、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を「津波災害警戒区域」として指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努める。そのうち危険度の著しい区域については、市や市民等の意見を踏まえ「津波災害特別警戒区域」の指定を検討し、必要な措置を講ずる。

市は、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

また、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を策定し、海岸保全施設、避難施設等の配置、土地利用、警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すよう努める。

イ 区域内の防災対策

① 情報伝達体制

市は、市地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

② 避難体制

市長は、市地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の策定又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

市は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活

を送る場所として整備された指定避難所を、津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

③ 防災関連施設

市、国及び県は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

市、国及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路とのアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

9 津波等災害予防施設の整備

市及び県は、発生頻度の高い一定程度の津波に対して海岸保全施設の整備を進めていき、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、海岸堤防等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を優先度の高い箇所から順次、実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震対策の必要性を踏まえ、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

また、市及び施設管理者は、浸水防止機能を有する道路盛土等の活用を検討し、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう対策を図るとともに、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平常時の維持管理の徹底を行う。

10 高圧ガス関係事業所の津波に対する措置

- (1) 各々の事業所において津波に対応した防災マニュアルの作成及び防災訓練の実施を指導する。
- (2) 地震発生時における県と事業所との連絡体制を整備する。

11 大量拾得物の処理

市及び県は、津波災害により広範囲が被災し、大量の拾得物が発生した場合には、警察の拾得物処理業務に必要な保管場所の確保について、警察と協議し、協力する。

第5 情報管理体制の整備

1 緊急地震速報等の受信伝達体制の整備

気象庁から発せられる緊急地震速報、震度速報等の地震情報等は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。そのため、その受信、伝達を迅速・的確に行うための体制を整備する。

(1) 受信伝達体制の整備

市、県及び関係機関は、研修、訓練等により、緊急地震速報等の迅速・的確な受信伝達方法に習熟しておく。

(2) 情報活用能力の向上

市、県及び関係機関は、気象官署や観測機器から入手した情報を迅速に処理し、適切な意思決定に結びつけられるよう、情報の読み取り・判断能力を研修、自己研さんにより向上させる。

2 被害情報等の収集管理体制の整備

(1) 情報の収集連絡体制の整備

市、県及び防災関係機関は地震による被害がその中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等体制の確立に努める。また、その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 初動期における人命危険関係情報の収集管理体制の整備

ア 初動期には、人命の安全確保を目的として、主に以下の情報を収集し、各種の意思決定に反映させる必要がある。

- ① 要救出現場数
- ② 出火件数
- ③ 被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- ④ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）

イ 市、県及び関係機関は、上記情報を効果的に収集管理するために、以下の体制を整備する。

- ① 職員の居住区を考慮した情報収集担当地域体制等の整備
- ② 参集職員からの被害情報の集約体制の整備
- ③ 住民等からの通報内容の分析と意思決定への反映体制の整備
- ④ 関係職員、関係機関間における情報の共有化体制の整備

3 情報通信施設等の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第4 情報管理体制の整備」(2-45)に準ずる。

第6 広報・広聴体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第5 広報・広聴体制の整備」(2-49)に準ずる。

第7 二次災害の防止体制の整備

市及び県は、地震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害警戒区域の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等活用のための施策を推進する。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

1 震災消防体制の整備

(1) 消防施設等の耐震化

市は、初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の耐震化、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等を進める。

(2) 消防水利の強化

ア 市は、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 市は、消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消防体制の強化を図る。

(3) 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 市町村相互の応援体制の強化

市は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防相互応援協定に基づき、相互に応援するように努める。

(5) 火災予防査察の強化

市は、消防法に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

(6) 市民に対する啓発

市は、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、地震発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。また、住宅用防災機器（住警器）についても設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。

2 地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

(1) 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

市及び県は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、建築士、県・市職員OB等）の登録等を推進する。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

(2) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、市職員の応急危険度判定士の育成及び外部判定士の登録を促進し、被災時の連絡体制の確保に努める。

また、被災建築物応急危険度判定士業務マニュアルに基づき、大規模災害発生時における、他県からの被災建築物応急危険度判定士の受け入れ態勢を整備する。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、地震等による二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保することを目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、市職員の被災宅地危険度判定士の育成及び外部判定士の登録の推進及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連絡体制の整備、技術力の向上対策に努める。

3 危険物施設等の予防対策

基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第6「2 危険物施設等の予防対策」(2-52)に準ずる。

第8 救出救助体制の整備

震災時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、宗像地区消防本部と連携し、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機材を整備しておく。

1 救出救助体制の整備

(1) 市民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠すべき部分が極めて大きい。そのため、市民及び自主防災組織は、地震時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な体制を検討しておく。

市は、市民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

(2) 市及び宗像地区消防本部における救出救助体制の整備

市及び宗像地区消防本部は、地震時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、平常時から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。

2 救出用資機材の整備

市及び宗像地区消防本部は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材を計画的に整備する。また、重機等については建設業者の所有する機材を借り上げる等協力体制を整備する。

3 消防団、自主防災組織、市民の救出活動能力向上のための教育、指導

市及び宗像地区消防本部は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、市民に対し、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

4 要配慮者に対する救出救護体制の整備

市は、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

5 医療機関との連携体制の整備

市及び宗像地区消防本部は、医療行為を行う医療機関と連携した救出・救助を行うため、連携体制の整備を図る。

第9 避難体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第7 避難体制の整備」(2-52)に準ずる。

第10 交通・輸送体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第8 交通・輸送体制の整備」(2-62)に準ずる。

第11 医療救護体制の整備

1 医療救護活動要領への習熟

基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第11「1 医療救護活動要領への習熟」(2-68)に準ずる。

2 医療救護体制の整備

大規模地震時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため、市は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

その他は、基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第11「2 医療救護体制の整備」(2-68)に準ずる。

3 医療救護資機材・医薬品等の準備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第11「3 医療救護資機材・医薬品等の準備」(2-69)に準ずる。

4 傷病者等搬送体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第11「4 傷病者等搬送体制の整備」(2-69)に準ずる。

5 災害医療に関する研修・訓練

基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第11「5 災害医療に関する研修・訓練」(2-70)に準ずる。

第12 要配慮者安全確保体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第12 要配慮者安全確保体制の整備」(2-70)に準ずる。

第13 災害ボランティアの活動環境等の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第13 災害ボランティアの活動環境等の整備」(2-78)に準ずる。

第14 災害備蓄物資等整備・供給計画

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第14 災害備蓄物資等の整備・供給」(2-80)に準ずる。

第15 住宅の確保体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第15 住宅の確保体制の整備」(2-85)に準ずる。

第16 災害廃棄物処理体制の整備

1 ごみ処理体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第17「1 ごみ処理体制の整備」(2-86)に準ずる。

2 し尿処理体制の整備

市は、し尿処理施設・下水道処理施設・下水道管の耐震性を診断し、補強等を行う。

なお、公益社団法人日本下水道協会の「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、下水道台帳の整備、本格的な下水道施設の耐震診断を進める。

その他は、基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第17「2 し尿処理体制の整備」(2-86)に準ずる。

3 がれき等災害廃棄物処理体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第17「3 がれき等災害廃棄物処理体制の整備」(2-86)に準ずる。

4 災害廃棄物処理計画の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第17「4 災害廃棄物処理計画の整備」(2-87)に準ずる。

る。

5 広域的な処理体制・連携体制の確立

基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第17「5 広域的な処理体制・連携体制の確立」(2-87)に準ずる。

第17 保健衛生・防疫体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第16 保健衛生・防疫体制の整備」(2-91)に準ずる。

第18 帰宅困難者支援体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第9 帰宅困難者支援体制の整備」(2-71)に準ずる。

第19 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、以下のとおりである。

1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（昭和39年）を契機として、認識されたところである。兵庫県南部地震（平成7年）においても、埋立地等を中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋め立て等による土地開発が進み、また都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

県内においては、平成17年福岡県西方沖地震による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。近年、埋め立て造成された博多湾沿岸部の広範囲で、地面に土砂を含んだ水がわき出る液状化現象が、道路やグラウンド、駐車場等で起こった。

過去の被害では、明治31年の糸島半島の地震の際に糸島半島の付け根の地域で、土地に生じた亀裂から水や砂、塩水が噴出したとされており、液状化が発生していたと考えられる。

2 液状化対策

(1) 液状化の対策

市、県並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限に止めるため、公共事業等の実施にあたって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

(2) 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して以下のように考えられる。

ア 液状化発生の防止（地盤改良）

地盤自体の改良等により液状化の発生を未然防ぐ対策

イ 液状化による被害の防止（構造的対応）

発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策

ウ 代替機能の確保（施設のネットワーク化）

施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

(3) 液状化対策の普及・啓発

市及び県並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究等に基づき、市民や施工業者等に対して、液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る。

第20 防災関係機関における業務継続計画

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第20 防災関係機関における業務継続計画」(2-88)に準ずる。

第21 南海トラフ地震臨時情報への対応

南海トラフ沿いにおける大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価され、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表される。

市は、気象庁からの発表並びに国及び県の呼びかけに応じて情報収集に努める。

また、市民等に対し情報発信を行い、必要な対策、準備を実施するように呼びかけるとともに、必要に応じて警戒体制を整え、情報共有を図る。

■南海トラフ地震に関する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

■南海トラフ地震臨時情報の種類と発表する条件及び災害応急対策をとるべき期間

発表時間	種類	発表する条件	災害応急対策をとるべき期間等
地震発生等から5～30分程度	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{*1}でマグニチュード6.8以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の 	

発表時間	種類	発表する条件	災害応急対策をとるべき期間等
		観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	
地震発生等から最短で2時間程度	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合	市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震(最大クラス(M9クラス)の南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。
	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	○監視領域内 ^{*1} において、モーメントマグニチュード ^{*4} 7.0 以上の地震 ^{*3} が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	
	南海トラフ地震臨時情報(調査終了)	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第3章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制の確立

第 2 節 災害応急対策活動

【余 白】

第1節 活動体制の確立

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、震度情報、災害の状況に合わせて、マニュアルの配備基準により配備する。

■配備基準【地震災害】

配備区分	配備基準	活動内容	配備要員
警戒配備 (警戒本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○市内で震度3又は4の地震が発生したとき ○市域沿岸に津波注意報が発表されたとき ○その他危機管理担当部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波情報等の収集、警戒 ・被害情報の収集、警戒 	警戒配備要員 (災害時職員行動マニュアルによる)
第1配備 (警戒本部) 又は (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○市内で震度5弱の地震が発生したとき ○市域沿岸に津波警報が発表されたとき ○その他本部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波情報等の収集、警戒 ・被害情報の収集 ・被害状況の把握 ・連絡調整 ・応急対策活動 	第1配備要員 (災害時職員行動マニュアルによる) ・その他の各部必要人員 (必要に応じ、避難所担当職員は各避難所へ) ※消防団 ※宗像地区事務組合(上水道)
第2配備 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○市内で震度5強の地震が発生したとき ○市域沿岸に大津波警報が発表されたとき ○その他本部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波情報等の収集、警戒 ・被害情報の収集 ・被害状況の把握 ・連絡調整 ・応急対策活動 	第2配備要員 (災害時職員行動マニュアルによる) ・その他の各部必要人員 (必要に応じ、避難所担当職員は各避難所へ) ※消防団 ※宗像地区事務組合(上水道)
第3配備 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○市内で震度6弱の地震が発生したとき ○その他本部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策活動 	第3配備要員 (災害時職員行動マニュアルによる) ・各部の半数以上の職員 (避難所担当職員は各避難所へ) ※消防団 ※宗像地区事務組合(上水道)
第4配備 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○市内で震度6強以上の地震が発生したとき ○その他本部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策活動 	第4配備要員 (災害時職員行動マニュアルによる) ・職員全員 ※消防団 ※宗像地区事務組合(上水道)

注) ※1 上記配備基準による配備要員は、必要に応じて増減し、また、部内及び部間で応援態勢をとるものとする。

※2 市内3箇所の震度計のいずれかで、配備基準の震度を観測した場合にすみやかに参集する。

- ※3 市職員は、マスコミ報道、市緊急情報伝達システム、県防災メール・まもるくん等から地震情報等を入手する。
- ※4 元気な島づくり課職員は、産業班の指揮下に、大島診療所職員は、健康福祉班の指揮下に入る。ただし、被災状況によっては、統括部の指示により、それぞれ大島・地島全般の応急対応を支援する。
- ※5 各配備で参集する職員を各課等であらかじめ決めておく。
- ※6 各部主管課長は、各部長をサポートする。
- ※7 消防団員は、市内で震度5弱以上の地震が発生したときは、各分団の消防格納庫に参集する。
- ※8 夜間・休日に災害情報等が入った場合、警備員の連絡により、必要に応じて危機管理課職員が参集する。
- ※9 避難所担当職員については、震度5強以上の場合は、救命活動の対応が必要な状況等以外は、各避難所に直行し開設の準備を行う。

2 配備体制の決定

統括部（危機管理課）は、地震・津波情報を収集し、その状況及び必要な対策を市長に報告する。

市長は、報告に基づいて配備体制を決定し、動員を指示する。

3 参集指示

統括部（危機管理課）は、非常配備体制の決定がなされた場合は、配備要員への参集指示を行う。

参集指示の連絡は、以下に示す複数の手段により、すみやかに行う。

勤務時間内	<input type="radio"/> 市緊急情報伝達システム、庁内放送、電話等
勤務時間外	<input type="radio"/> 市緊急情報伝達システム、電話等

4 動員指令

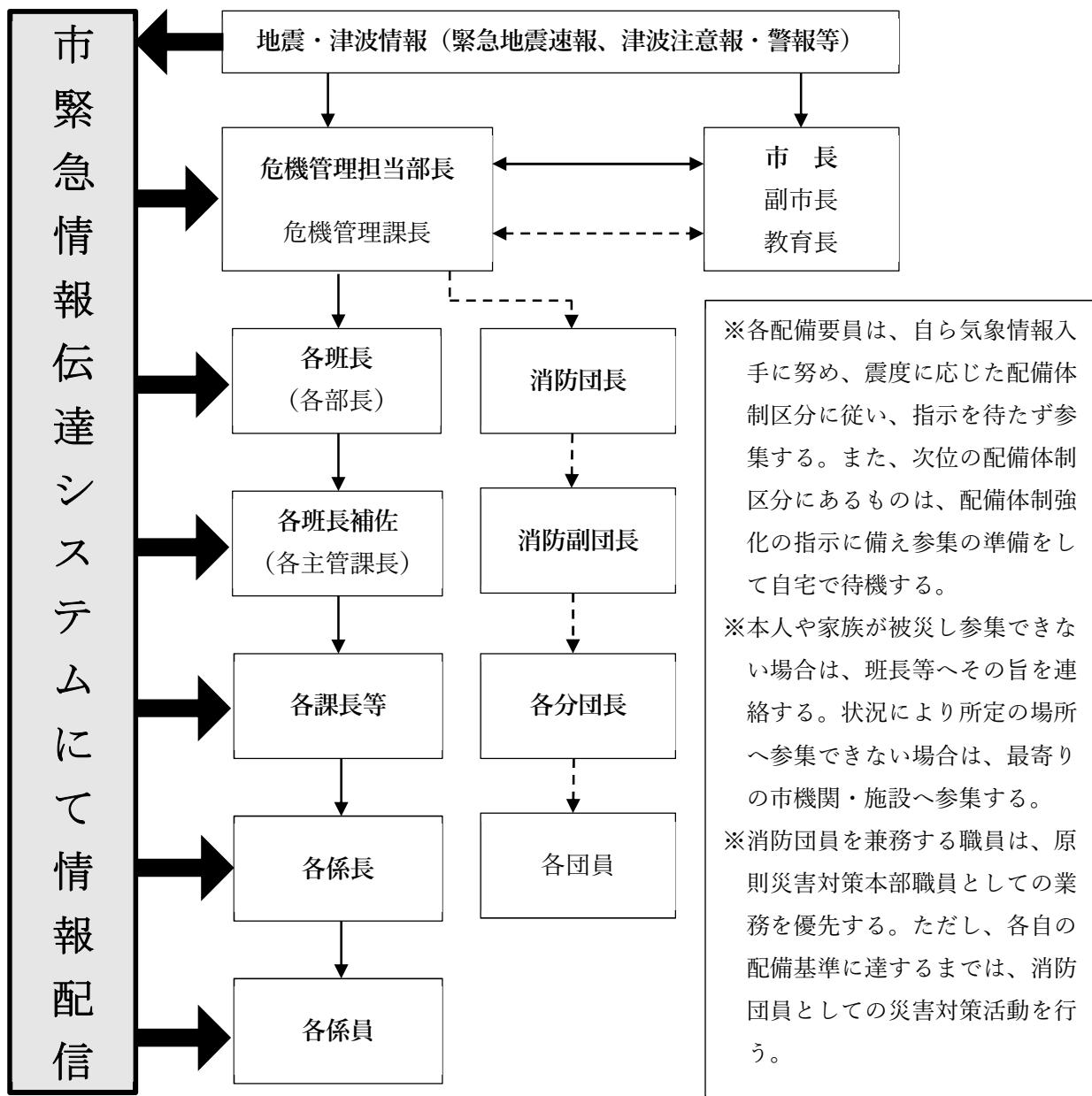
各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、以下の系統により行う。

災害対策本部の設置が決定されたときは、勤務時間内・外を問わず、市緊急情報伝達システム及び災害時における緊急電話連絡網により、本部員及び非常配備要員を動員する。（勤務時間内は、庁内放送も活用。）

なお、勤務時間外（夜間、休日も含む）において、前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、該当職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。

事前に指名された避難所担当職員は、夜間・休日において、市域に震度5強以上の地震が発生した場合又はテレビ・ラジオ等で発生したことを知った場合は、自主的に各避難所に参集し、避難所開設の準備を進める。

■職員動員指令の連絡系統



5 参集場所

各職員は、勤務時間内・外ともに、各自の所属先に参集する。

また、避難所担当職員は、避難所開設の指示を受けた場合、各避難所に参集する。

6 参集の報告

参集した職員は、直ちに参集報告を行い、各班（各部等）でとり集めた後、総務対策班に報告する。

※ 資料編 7-1 参集記録票

第2 警戒活動

1 警戒活動

災害対策本部の設置前の段階として、次の基準委に基づき必要があると認めるときは、警戒配備要員を配備する。

■警戒活動の基準

- 市域で震度3以上の地震が発生したとき
- その他、危機管理担当部長が必要と認めるとき

2 活動体制、活動内容

地震警戒体制として、警戒配備要員は、次の警戒活動を行う。

■活動内容

- 地震情報、津波情報等の収集・伝達
- 被害状況に関する情報収集
- 市民への地震情報等の伝達

第3 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて配備要員を収集する。

また、関係機関には、必要に応じて連絡員の派遣を要請する。

※ 資料編4-4 宗像市災害対策本部条例

■災害対策本部の設置基準

- 市域で震度5弱以上の地震が発生したとき
- 市域沿岸に津波注意報が発表されたとき
- その他、市長が必要と認めたとき

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、本庁舎3階第2委員会室に設置する。
- 市民からの電話対応は危機管理課執務室又は304会議室において総務対策班が行う。
- 市庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長（市長）の判断により、次のいずれかの施設に本部室を確保する。

第1順位 宗像ユリックス 第2順位 メイトム宗像（市民活動交流館）

2 現地災害対策本部

現地災害対策本部に関しては、以下のとおりとする。

■現地災害対策本部の概要

- 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要が生じたときは、現地災害対策本部を設置する。
- 現地災害対策本部の責任者は、副本部長（副市長）とする。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

3 災害対策本部の廃止

本部長（市長）は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

総括部（危機管理課）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、関係機関、各コミュニティ運営協議会や職員に通知する。

■通知先と伝達手段

<通信先>	<伝達手段>
① 各コミュニティ運営協議会	○ 市緊急情報伝達システム
② 庁内及び出先の職員	○ 一般加入電話、FAX
③ 福岡県防災企画課	○ 災害時優先電話
④ 福岡県北九州県土整備事務所宗像支所	○ 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク
⑤ 宗像地区消防本部	○ 防災行政無線、消防無線
⑥ 宗像警察署	○ 庁内LAN
	○ 衛星携帯電話

第4 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長（市長）が行う。

市長が不在又は連絡困難な場合は、以下の順位により、本部長（市長）に代わり意思決定をすみやかに行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は事後すみやかに本部長（市長）にこれを報告し、その承認を得る。

■代行順位

第1順位：副市長 第2順位：危機管理担当部長 第3順位：危機管理課長

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、以下のとおりである。

各班員は、所属する組織とその役割を把握し、災害対策本部行動マニュアルを確認しつつ、安全かつ迅速に行動を開始する。

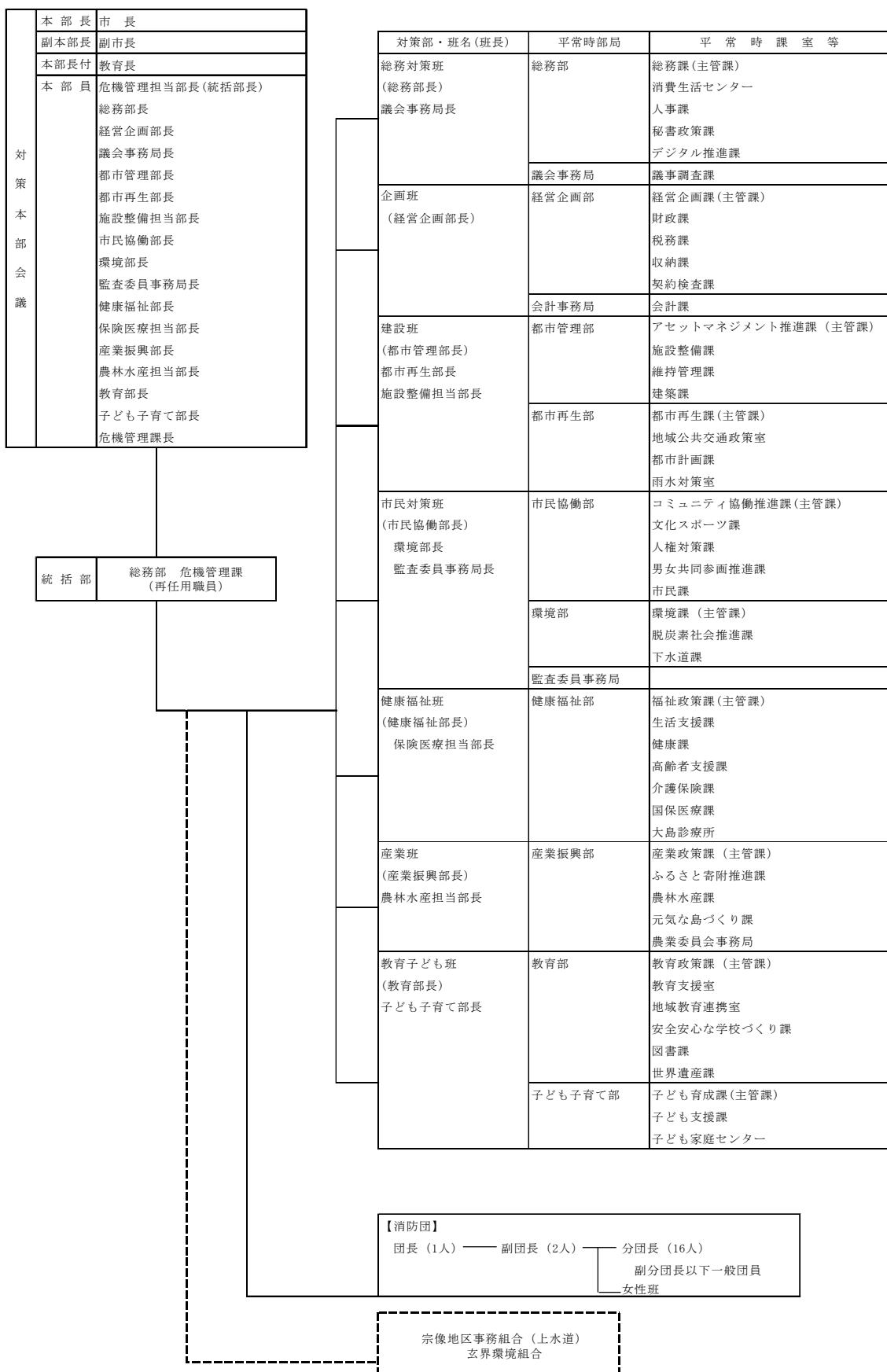
なお、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図る。

■組織、役割

本部長	市長	<input type="radio"/> 災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長	<input type="radio"/> 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部長付	教育長	<input type="radio"/> 本部長と連携し、市の応急対策活動に協力する。
本部員（班長）	各部長、課長等のうちから本部長を定める	<input type="radio"/> 本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 <input type="radio"/> 本部長の命を受け、班の事務を処理する。
班員	本部長が定める	<input type="radio"/> 上司の命を受け、災害対策事務に従事する

なお、災害対策本部組織の詳細は、次の「■宗像市災害対策本部の組織構成図」に示す。

■宗像市災害対策本部の組織構成図（令和7年4月1日現在）



3 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

■本部会議の概要

本部会議の開催時期	<input type="radio"/> 災害対策本部設置後 <input type="radio"/> その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の構成員	<input type="radio"/> 災害対策本部の組織構成図を参照
事務局	<input type="radio"/> 統括部
協議事項	本部会議の議題（例） <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 地震・津波情報等の報告 <input type="radio"/> 全体の状況、問題点、今後の状況予測等の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況 ・応急措置状 ・要請状況 <input type="radio"/> 各班（部）の対応状況、問題点報告 <input type="radio"/> 対応方針、対策実施スケジュールの検討 <input type="radio"/> 市の体制検討 <ul style="list-style-type: none"> ・配備態勢の切替 ・班（部）間の人員等の調整 ・応急対策に要する予算、資金調達 ・本部の廃止 <input type="radio"/> 外部への応援要請等の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の災害派遣要請要求 ・県、他市町村及び関係機関、団体への応援要請 ・国、県への要望、陳情等 <input type="radio"/> 重要事項の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定 ・災害救助法の適用申請 ・激甚災害の早期指定要望 <input type="radio"/> 広報、記者発表の内容、時期等の検討

4 関係機関連絡室の設置

必要に応じて、自衛隊、消防団、消防本部、警察署、ライフライン機関等で構成する連絡室を 庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を図る。

また、本部長の指示により、本部会議への出席を要請する。

5 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、以下の「■宗像市災害対策本部の事務分担表」のとおりである。なお、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の命により変更されることがある。

■宗像市災害対策本部の事務分担表

対策班(部)名	所	属	分 担 作 業
各班 (部) 共通			1) 風水害、土砂災害、地震等へ警戒 2) 災害対策本部との連絡 3) 部課内の動員調整、安否確認 4) 班の活動全体把握 5) 地域割り巡回調査 6) 避難所の開設・運営 7) 連絡員の派遣 8) 被災家屋認定に関する調査員の派遣 9) その他必要なこと
統括部	総務部	危機管理課	1) 各班 (部) の動員調整、総合連絡統制 2) 本部長、副本部長等との連絡調整 3) 災害対策本部の設置、運営及び廃止 4) 配備体制の決定・動員指示 5) 応急対策全般の調整 6) 気象情報、地震情報、その他の情報収集、記録調整、伝達、提供 7) 土砂災害警戒情報の受信及び指定区域への対応 8) 指定避難場所（福祉避難所含む）の開設決定、開設・閉鎖指示 9) 避難指示等の発令・解除、警戒区域の設定 10) 避難所への職員配置指示（市民対策班・避難所担当職員へ） 11) 消防団の出動指示、連絡調整 12) 県、警察、消防、自衛隊及び協定機関等との連絡調整、応援要請 13) 記録全般 14) 臨時ヘリポートの開設指示 15) 災害救助法の適用及び関連事務 16) 国への報告 17) 国への現地対策本部の受入れ 18) 復興計画の総合調整 19) 再任用職員との連絡調整
総務対策班	総務部	総務課（主管課） 消費生活センター 人事課 秘書政策課 デジタル推進課	1) 電話対応総括 2) 災害情報の取集、記録、報告 3) 参集職員の把握 4) 災害義援金の受入及び配分 5) 被災者窓口の開設 6) 行方不明者名簿の作成 7) 消費生活に関すること

対策班(部)名	所 属		分 担 作 業
総務対策班			8) 避難所担当職員との連絡調整 9) 避難所からの要請対応 10) 避難者の把握 11) 災害対策本部オペレーションルーム設置 12) 通信施設、情報管理施設等の保全管理・復旧 13) 各種情報の庁内共有 14) 災害広報（インターネット、メール等） 15) 報道機関への協力要請、取材対応
企画班	経営企画部 会計事務局	経営企画課（主幹課） 財政課 税務課 収納課 契約検査課 会計課	1) 被災家屋認定調査 2) 罹災証明書の申請受付・発行 3) 被災者支援システムの管理 4) 人的支授受入れ（受援班） 5) 物的支授受入れ（受援班） 6) 民間事業者への協力依頼（受援班） 7) 地域巡回調査の統括 8) 応急対策に係る財政措置
建設班	都市管理部 都市再生部	アセットマネジメント 推進課（主幹課） 施設整備課 維持管理課 建築課 都市再生課（主幹課） 地域公共交通政策室 都市計画課 雨水対策室	1) 風水害、土砂災害等への警戒 2) 所管施設の被害調査、応急対策、災害復旧事業の推進 3) 被災地の現地調査 4) 道路情報等の収集、通行規制、広報 5) 道路、河川上の障害物除去 6) 道路交通の確保 7) 被災建築物、宅地、家屋等の応急危険度判定 8) 仮設住宅の建設、入居者の選定 9) 市庁舎・通信施設保全管理・復旧 10) 公共施設等の利用調整 11) 公用車等の確保・配車 12) 所管施設の巡視 13) 援護支援対策
市民対策班	市民協働部 環境部	コミュニティ協働 推進課（主幹課） 文化スポーツ課 人権対策課 男女共同参画推進課 環境課（主管課） 脱炭素社会推進課 下水道課	1) 活動業務全体調整 2) 瓦礫、障害物等の処理 3) 被災家屋等の消毒 4) 動物の保護、収容 5) 自走式トイレカー等仮設トイレの設置 6) し尿の処理 7) 遺体の収容、安置、火葬 8) 下水道及び雨水排水対策 9) 自主防災組織等との連絡調整

対策班(部)名	所 属		分 担 作 業
	監査委員事務局	監査委員事務局	10) 宗像地区事務組合との連絡調整 11) ボランティアセンターとの連絡調整 12) 所管施設の応急対応 13) 廃棄物関係施設の応急対応
健康福祉班	健康福祉部	福祉政策課（主管課） 生活支援課 健康課 高齢者支援課 介護保険課 国保医療課 大島診療所	1) 所管施設等の被害調査及び応急対応 2) 医療救護 3) 避難行動要支援者支援対策 4) 被災者の健康管理 5) 民間福祉避難所との調整及び入所にあたつてのトリアージ 6) 指定福祉避難所運営支援 7) 日常生活圏地域包括支援センター運営支援 8) 災害弔慰金の支給及び災害救援資金の貸与 9) 被災者生活再建支援
産業班	産業振興部	産業政策課（主管課） ふるさと寄附推進課 農林水産課 元気な島づくり課 農業委員会事務局	1) 各施設等の被害調査 2) 施設等の巡視 3) 安全対策 4) 援護支援対策（商工、農業、水産） 5) 離島地域の情報収集 6) 離島地域に関する対策本部との調整 7) 離島地域の援護対策 8) 渡船の運行管理 9) 大島・地島に必要な防災対策
教育子ども班	教育部 子ども子育て部	教育政策課（主管課） 教育支援室 地域教育連絡室 安全安心な学校づくり課 図書課 世界遺産課 子ども育成課 子ども支援課 子ども家庭センター	1) 市立学校休校判断 2) 所管施設等の被害調査及び応急対応 3) 応急文教及び応急保育対策 4) 健康福祉班との連携・支援 5) 世界遺産関連資産の状況確認

対策担当	所 属	分 担 作 業
消防団 (水防団)	各分団及び女性消防団員	1) 風水害、土砂災害、地震等への警戒 2) 災害対策本部との連絡調整 3) 各種情報の収集・伝達

	4) 消火活動 5) 水防活動（応急活動、警戒、巡回パトロール） 6) 救急、救助、救護活動 7) 避難指示等の伝達、避難誘導 8) 行方不明者等の捜索・救助 9) 市民の安全確保 10) その他必要なこと
その他	宗像地区事務組合 1) 所管施設の応急対応 2) 飲料水の確保、供給 3) その他別途「災害時の連携協定」による

■地域巡回パトロール一覧

パトロール担当地区	対策班名
吉武地区・赤間地区	総務対策班
赤間西地区・河東地区	市民対策班
自由ヶ丘地区・南郷地区	健康福祉班
東郷地区・日の里地区・地島地区・大島地区	産業班
田島地区・池野地区・岬地区・神湊地区	教育こども班

※ 地域の状況把握、情報収集を目的とし、直接的な応急対応はせず、本部への連絡を基本とする。

※ 離島地区（大島・地島）の初動期のパトロールは、該当地区在住職員等への協力を求める。

■宗像市防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施設名等
本部活動	災害対策本部	市庁舎 ＊建物破損等の場合は本部長の判断により移設する。順位は以下のとおり。 1. 宗像ユリックス 2. メイトム宗像
	現地対策本部	被災地周辺格公共施設等
応援要請	自衛隊	宗像ユリックス多目的広場ほか
	災害ボランティアセンター	メイトム宗像内 宗像市社会福祉協議会
交通輸送対策	県緊急輸送道路	(1次) 一般国道：3号、495号 (2次) 主要地方道：宗像玄界線、若宮玄海線、福間宗像玄海線、宗像篠栗線
	物資輸送拠点	宗像農業協同組合各施設、道の駅むなかた
	臨時ヘリポート	城山中学校グラウンド、河東中学校グラウンド、宗像ユリックス芝生広場、玄海中学校グラウンド、地島小学校グラウンド、鐘崎漁村広場、大島運動場
避難対策	指定避難所	資料編 2-5 指定避難場所及び指定緊急避難場所

対策項目	防災拠点機能	施設名等
	指定緊急避難場所 一時避難場所	参照
要配慮者対策	福祉避難所	資料編 6-2 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 参照
生活救援	市備蓄倉庫	状況に応じて指定
	給水拠点	避難所等
	炊き出し場所	避難所、学校の給食棟・家庭科室、公民館等
	被災者相談窓口	市庁舎、指定避難所
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	宗像中央公園、日の里第7号公園、自由が丘第11号公園
清掃活動	がれき（災害廃棄物）の集積場所	状況に応じて指定
遺体対策	遺体安置所	状況に応じて指定

第5 自衛隊の災害派遣要請

基本編・風水害対策編 第3章 第1節「第6 自衛隊の災害派遣要請」(3-15)に準ずる。

第6 応援要請

基本編・風水害対策編 第3章 第1節「第7 応援要請」(3-20)に準ずる。

第7 災害救助法の適用

基本編・風水害対策編 第3章 第1節「第8 災害救助法の適用」(3-24)に準ずる。

第8 要員の確保

基本編・風水害対策編 第3章 第1節「第9 要員の確保」(3-26)に準ずる。

第9 災害ボランティアの受入・支援

基本編・風水害対策編 第3章 第1節「第10 災害ボランティアの受入・支援」(3-28)に準ずる。

第2節 災害応急対策活動

第1 地震情報伝達対策（緊急地震速報等の伝達）

地震が発生した場合、緊急地震速報、津波警報等、津波情報や地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、南海トラフ地震に関連する情報は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。また、津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から市民、観光客、漁民等あるいは漁船、漁具、ヨット等を避難させることが重要となる。

このため、緊急地震速報等の受領伝達を迅速・確実に実施する。

1 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市防災行政無線等を通して市民に伝達される。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、内陸の浅い場所で地震が発生した場合等において、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差（±1程度）を伴う。

2 津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類

- (1) 大津波警報・津波警報、津波注意報、津波予報
- (2) 地震及び津波に関する情報
 - 震度速報
 - 地震速報
 - 津波情報
 - 各地の震度に関する情報

3 津波警報等の伝達系統

- (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報とは、地震等により津波が発生又は発生すると予想される場合に、気象庁が気象業務法に基づいて、その担当予報区域内の津波について一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行うものをいう

気象庁は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の潮位観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても津波の影響が生じる可能性がある旨を周知する。

気象庁が大津波警報・津波警報・津波注意報を発表したときは直ちに専用線等により、その事項を関係機関に通知する。

大津波警報・津波警報・津波注意報を発表、切り替え及び解除したときの通知形式は情報文例による。

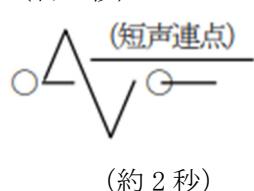
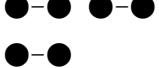
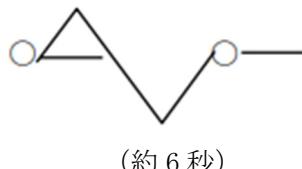
(2) 津波予報区及び担当気象官署

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられ、福岡県沿岸は「福岡県瀬戸内海沿岸」、「福岡県日本海沿岸」、「有明・八代海」に分けられている。これらの予報区に対しての大津波警報・津波警報・津波注意報の発表は、気象庁が担当する。

津波予報区	福岡県瀬戸内海沿岸	福岡県日本海沿岸	有明・八代海
区域	福岡県（北九州門司区以東及び有明海沿岸を除く。）	福岡県（北九州門司区以東及び有明海沿岸を除く。）	福岡県（有明海沿岸に限る。） 佐賀県（有明海沿岸に限る。） 長崎県（井佐橋小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。） 熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。）
福岡県沿岸 市町村名	北九州市、苅田町、行橋市、築上町、豊前市、吉富町	北九州市、芦屋町、岡垣町、宗像市、福津市、古賀市、新宮町、福岡市、糸島市	久留米市、大川市、大牟田市、みやま市



(3) 津波警報等の種類、解説、発表される津波の高さ及び標識

警報・注意報の種類	解説(大津波警報・津波警報・津波注意報(予想される津波の高さ))	発表される津波の高さ		標識	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	鐘音	サイレン音
大津波警報	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場から離れない。 (高いところで3mを超える場合)	10m 超え 10m 5m	巨大	(連点) 	(約3秒)  (約2秒)
津波警報	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高いところで1mを超えて、3m以下の場合)	3m	高い	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)

警報・注意報の種類	解説(大津波警報・津波警報・津波注意報(予想される津波の高さ))	発表される津波の高さ		標識	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	鐘音	サイレン音
津波注意報	<p>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。</p> <p>海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</p> <p>注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</p> <p>(高いところで0.2m以上1m以下の場合であつて、津波による災害のおそれがある場合)</p>	1m	(表記なし)	(3点と2点の斑打) ●-●-● ●-●	(約10秒)  (約2秒)
津波警報等解除				(1点2個と2点の斑打) ● ● ●-●	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

- (注) 1 大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。
- 2 津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 4 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(4) 津波警報等（発表、切り替え、解除）の情報文例

[津波警報等の発表の例]

大津波警報・津波警報・津波注意報

平成25年3月7日14時49分 気象庁発表

* * * * * * * * * * * * * * * * 見出し * * * * * * * * * * * * * * * *

東日本大震災クラスの津波が来襲します。

ただちに避難してください。

大津波警報・津波警報を発表しました。

福岡県日本海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸

* * * * * * * * * * * * * * * * 本文 * * * * * * * * * * * * * * * *

大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。

<大津波警報>

*福岡県日本海沿岸

津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。

<津波警報>

福岡県瀬戸内海沿岸

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。

<津波注意報>

有明・八代海

以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）ではただちに津波が来襲すると予想されます。

福岡県日本海沿岸

* * * * * * * * * * * * * * * * 解説 * * * * * * * * * * * * * * * *

<大津波警報>

大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

<津波警報>

津波による被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

<津波注意報>

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

[津波警報との切り替えの例]

津波注意報

平成25年3月7日15時08分 気象庁発表 津波注意報の切り替えをお知らせします。

***** 本文 *****

大津波警報から津波注意報へ切り替えた沿岸は次のとおりです。

<大津波警報から津波注意報への切り替え>

福岡県日本海沿岸

津波警報から津波注意報へ切り替えた沿岸は次のとおりです。

<津波警報から津波注意報への切り替え>

福岡県瀬戸内海沿岸

津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです。

有明・八代海

今後若干の海面変動があるかもしれません、被害の心配はありません

詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照してください。

***** 発表状況 *****

現在津波注意報を発表している沿岸は次のとおりです。

<津波注意報>

福岡県日本海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸

***** 解説 *****

<津波注意報>

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり

海岸に近づいたりしないようにしてください。

<津波予報（若干の海面変動）>

若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。

[津波警報との切り替えの例]

津波注意報

平成25年3月7日15時08分 気象庁発表 津波注意報の切り替えをお知らせします。

***** 本文 *****

大津波警報から津波注意報へ切り替えた沿岸は次のとおりです。

<大津波警報から津波注意報への切り替え>

福岡県日本海沿岸

津波警報から津波注意報へ切り替えた沿岸は次のとおりです。

<津波警報から津波注意報への切り替え>

福岡県瀬戸内海沿岸

津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです。

有明・八代海

今後若干の海面変動があるかもしれません、被害の心配はありません

詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照してください。

***** 発表状況 *****

現在津波注意報を発表している沿岸は次のとおりです。

<津波注意報>

福岡県日本海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸

***** 解説 *****

<津波注意報>

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり

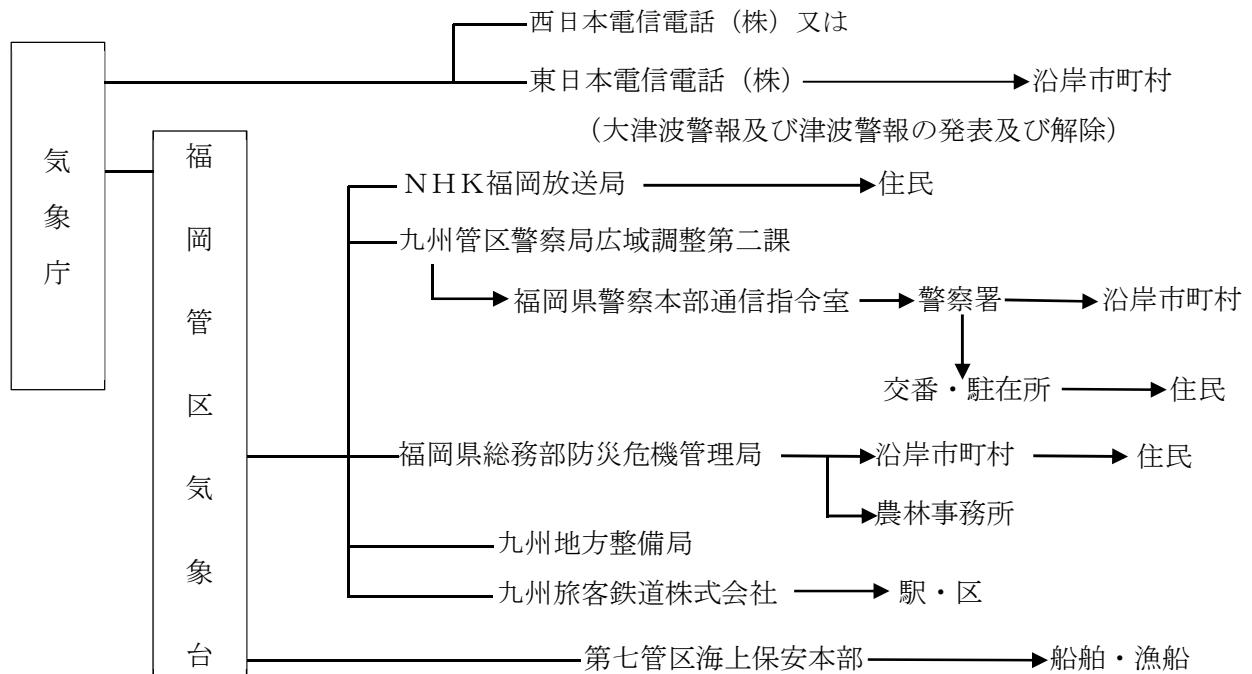
海岸に近づいたりしないようにしてください。

<津波予報（若干の海面変動）>

若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。

(5) 津波警報等の伝達

ア 伝達系統図



イ 市から市民等（漁業・港湾関係者、地方公共団体の職員及び海水浴客等も含む）への周知方法津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに關係なく覺知したときは、市は防災計画に基づき関係住民等に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難のための立退きの準備その他の措置の伝達周知を行う。この場合、要配慮者が基本法第60条第1項の規程による避難のための立退きの指示を受けた場合に、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

これらの、一般的な周知方法は以下のとおりである。

① 直接的な方法

- ・市防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、ふくおかコミュニティ無線、全国瞬時警報システム（J－ALER T）により自動起動された同報系防災行政無線又はラジオ（コミュニティ FM放送を含む。）による同報的運用による通報
- ・広報車の利用
- ・水防計画等による警鐘の利用
- ・電話・口頭・屋外拡声器・戸別受信器による戸別通知
- ・有線放送の利用
- ・ヘリコプター等の利用
- ・その他旗等視覚的伝達手段

② 間接的な方法

- ・公共団体（自治会・自主防災組織等）を通じての通知
- ・他機関を通じての通知

③ 事態が緊急を要する場合の方法

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第2条 第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第3条 第4項 第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第2条 第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットポータルサイト・サーバ運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。なお、この場合の手続は、事前に事業者と協議して定める。

4 地震及び津波に関する情報の種類、発表及び伝達

(1) 地震関連情報の発表

福岡管区気象台は、地震及び津波に関する情報を発表する。

ア 緊急地震速報

気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の発表条件・内容については以下のとおりである。

① 緊急地震速報（警報）を発表する条件

地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大深度が5弱以上と予想された場合

② 緊急地震速報（警報）の内容

- ・地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名
- ・強い揺れ（震度5弱以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名（全国を約200地域に分割）

また、日本放送協会（NHK）は、気象庁の発表について、テレビやラジオを通じて市民に提供する。

イ 地震及び津波に関する情報の内容と伝達方法

地震及び津波に関する情報とは、全国で震度1以上を観測した地震、津波が予想される地震、局地的に群発する地震等が発生したときに発表するもので、その種類は以下のとおりである。

■地震情報の種類、発表基準と内容

| 地震情報の種類 | 発 表 基 準 | 内 容 |
|----------|--|---|
| 震度速報 | ・震度3以上 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。 |
| 震源に関する情報 | ・震度3以上
(津波警報または注意報を発表した場合は発表しない) | 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 |
| 震源・震度情報 | ・震度1以上
・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時
・緊急地震速報（警報）発表時 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 |

| 地震情報の種類 | 発表基準 | 内容 |
|----------------|---|--|
| | | 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。 |
| 推計震度分布図 | ・震度5弱以上 | 観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。 |
| 長周期地震動に関する観測情報 | ・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合 | 地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 |
| 遠地地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※
・マグニチュード7.0以上
・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合
※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある | 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※。
日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。
※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 | 顕著な地震の震源データとともに、1km四方ごとに水系した震度（震度4以上）を図情報として発表。 |

■津波情報の種類

| 種類 | 内容 |
|----------------------------|---|
| 津波予報 | ○ 津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表
※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震 |
| 津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | ○ 各津波予報区（本市は福岡県に日本海沿岸が該当）の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻で、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある |
| 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 | ○ 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表 |
| 津波観測に関する情報 | ○ 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 |
| 沖合の津波観測に関する情報 | ○ 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 |
| 津波に関するその他の情報 | ○ 津波に関するその他必要な事項を発表 |

■津波予報区の対象区域

| 地方中枢 | 対象予報区 | 津波予報区 | 区域 |
|---------|-------|----------|----------------------------|
| 福岡管区気象台 | 17区 | 福岡県日本海沿岸 | ○ 福岡県（北九州市門司区以東及び有明海沿岸を除く） |

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

| 津波警報等の種類 | 発表基準 | 津波の高さ予想の区分 | 発表される津波の高さ | | 想定される被害とるべき行動 |
|----------|--|--------------|------------|------------|---|
| | | | 数値での発表 | 巨大地震の場合の発表 | |
| 大津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合 | 10m<予想高さ | 10m
超え | 巨大 | 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。
沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。 |
| | | 5m<予想高さ≤10m | 10m | | |
| | | 3m<予想高さ≤5m | 5m | | |
| 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 | 1m<予想高さ≤3m | 3m | 高い | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。 |
| 津波注意報 | 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 0.2m<予想高さ≤1m | 1m | (表記無し) | 海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し、小型船舶が転覆する。
海の中にいる人はただちに海から上がつて、海岸から離れる。 |

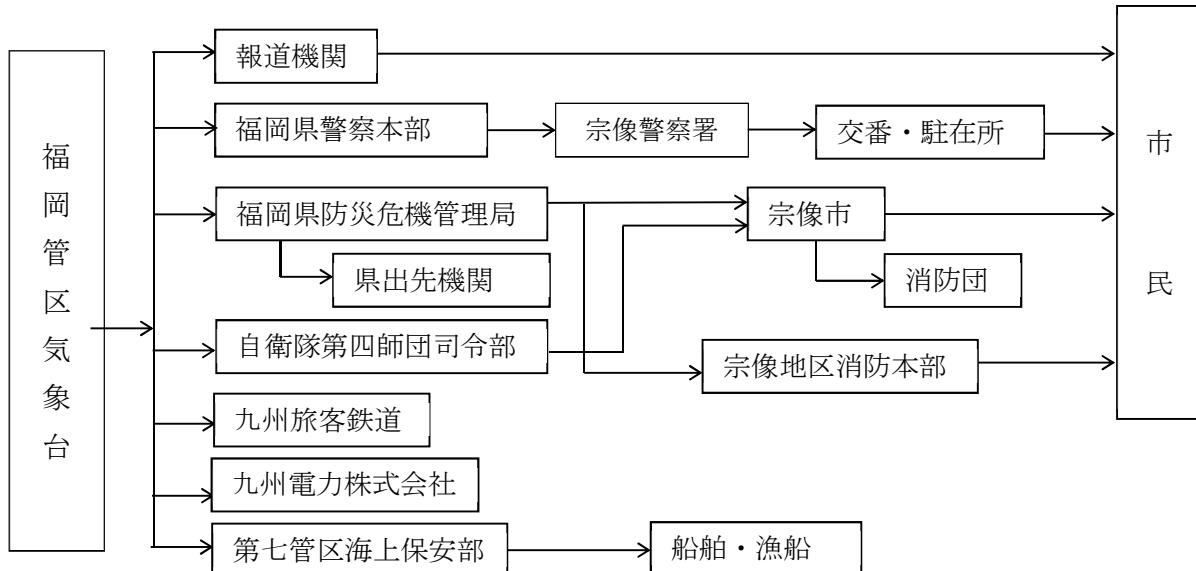
注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 情報の伝達系統

統括部（危機管理課）、消防団及び宗像地区消防本部は、地震及び津波の関連情報の収集、伝達を行い、すみやかに市民及び関係機関へ伝達する。

市民への周知については、市緊急情報伝達システム（エリアメール・緊急速報メール、B i z F A X等）、防災行政無線、福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステムのほか、海岸部においては防災行政無線屋外子局を活用し、適宜行う。

■地震関連情報の伝達系統



(3) 福岡県震度情報ネットワークシステムの活用

地震を覚知したときは、福岡県震度情報ネットワークシステムで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定等、迅速な初動体制の確立に努める。

■福岡県震度情報ネットワークシステム

- 防災初動体制の早期確立を図るため、福岡県が県内市町村に設置している計測震度計により、震度情報を市町村で表示し、県で収集したものを消防庁、気象庁に伝達するシステム。
 - 地震発生後、各市町村の震度データがNHK等を介してテロップ放送される。
- ※宗像市内は、市役所本庁舎、福津消防津屋崎・玄海出張所、大島行政センターに計算震度計を設置している。

(4) 情報の収集

統括部（危機管理課）は、次の入手先から気象情報等の収集を行う。

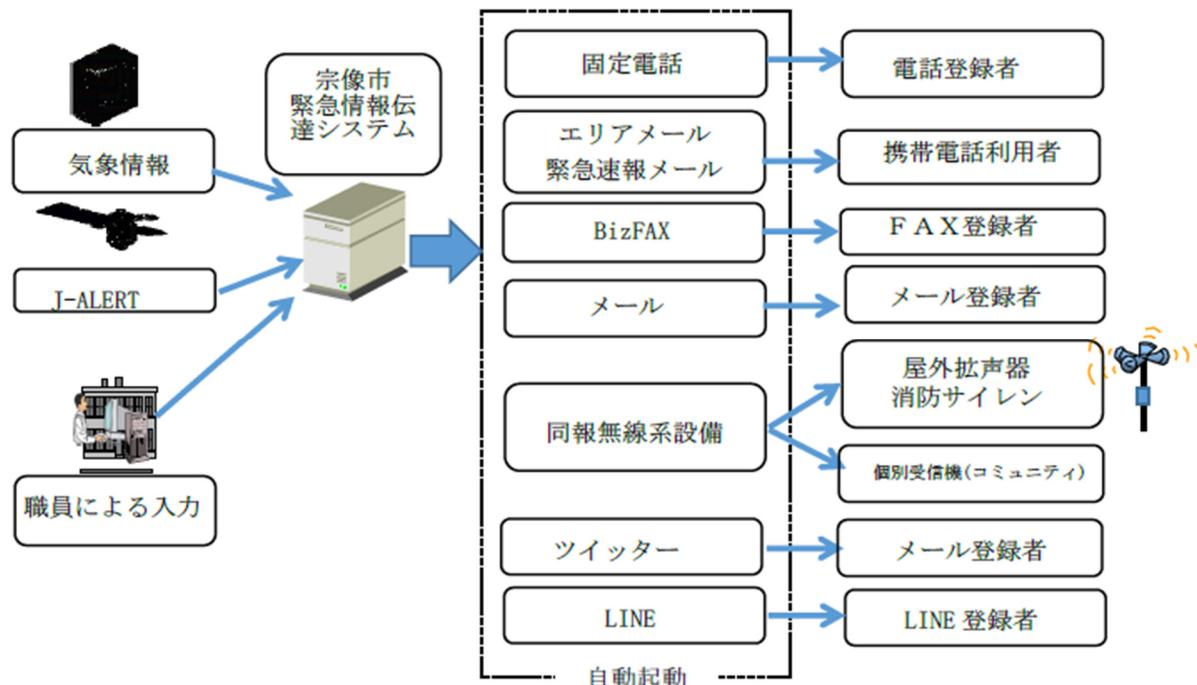
■情報の入手先

- | | |
|----------------|---|
| ○福岡県防災ホームページ | http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/index.php |
| ○気象庁（地震情報） | http://www.jma.go.jp/jma/index.html |
| ○福岡管区気象台 | http://www.jma-net.go.jp/fukuoka/ |
| ○九州電力送配電（停電情報） | http://www.kyuden.co.jp/info_teiden/fukuoka.html |

(5) 市民への周知

総務対策班は避難指示等や地震情報等について、次のとおり市民への伝達周知を行う。

■自動起動による情報伝達手段



■その他の情報伝達手段

- 市公式LINE、市ホームページ、市防災ホームページ
- dボタン広報誌
- 宗像市防災情報ダッシュボード
- 県Lアラート（災害情報共有システム）を通じたテレビ等での報道
- Facebook
- 広報車、消防団車両
- 自治会、自主防災組織等の電話連絡網による通知
- 他機関を通じての通知

5 異常現象発見時の通報

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第1-2「(3) 異常現象発見時の通報」(3-37)に準ずる。

第2 津波災害応急対策の実施（津波への対処）

津波が発生した場合、安全に避難するためには早期の自発的な避難が重要である。そのため、市民が早期に自発的な避難を開始できるよう避難対策を充実する必要がある。

なお、地震に伴う災害対策としては、主に揺れによるものと津波によるものとがあるが、本節は、主として津波によるものを対象として記述している。津波による災害対策は揺れによる災害対策と重なるところもあるので、本節以外も合わせて震災対策のために活用すべきものである。

1 津波災害応急対策のための基本的な考え方

津波が発生し、又は発生するおそれがある場合には迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。特に、市は、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難対策を充実・強化する必要がある。

津波災害の災害応急対策としては、災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害風水害等の防止を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受入れることも重要である。

2 津波に対する防災体制の整備

市及び県は、災害予防対策で整備した職員の非常参集体制のもと、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルに基づき、他の職員、機関等との連携しながら、適時適切な防災対策を実施していく。

3 津波に対する避難体制の整備

(1) 避難行動の原則

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、市は、災害予防対策で検討した自動車で安全かつ確実に避難できる方策に基づき、適切に避難を行う。

(2) 避難誘導の原則

市及び県は、災害予防対策で検討した対策に基づき避難誘導者等の安全を確保した上で避難誘導や防災対応にあたる。

(3) 津波避難計画の実施

津波避難計画の基本方針を踏まえ、災害予防対策により策定された津波避難計画のもと、要配慮者や大規模商業施設にいる者の避難を適切に実施する。

その際、防災関係職員は、あらかじめ定めていた津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールに基づき防災対応や避難誘導にあたり、危険を回避する。

(4) 警戒活動

統括部（危機管理課）、建設班、産業班、消防団及び宗像地区消防本部は、各々連携し、津波災害の警戒活動を行う。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団を配置する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

※ 資料編 5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

■活動内容

- 津波情報の収集伝達
- 沿岸、河口部付近の警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への津波情報等の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定避難所の施設提供と自主避難者への対応

(5) 避難指示

市長は、災害予防対策により定めている津波警報等の内容に応じた具体的な発令基準に基づき避難指示を行う。

また、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においては、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を市民等に伝達する。

なお、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準を定めるまでの間において、市長は、津波ハザードマップの整備に努め、以下の場合、直ちに安全な場所に避難するよう指示を行う。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を心がける。

ア 津波は、場合によっては警報・注意報が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、

津波警報等の情報伝達がなくても強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合。

※なお、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関しても、市民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。

イ 地震発生後、法定ルートにより市長に津波警報が伝達された場合。なお、法定ルートからの伝達より報道機関の放送が早い場合も同様とする。

4 沿岸地域等の市民等に対する広報体制の整備

市は、地震を感じたときは、以下の情報伝達措置を行う。

(1) 海岸等における広報

市は、沿岸の市民、海水浴客、釣り人等に対し、市防災行政無線(同報系)、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。

また、津波警報等や避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる手段の活用を図る。

(2) 河川遡上に関する広報

海岸沿いから続く標高3～4mの低地においては、津波の河川遡上による浸水被害を受けるおそれがあるので、該当する低地を有する市は、沿岸地域に到達した津波の河川遡上に備えて、河川近の低地にある者等に対し、市防災行政無線(同報系)、広報車等により、該当する低地から退

避するよう広報する。

(3) 海面監視体制及び通報伝達体制等を確立

福岡管区気象台から、なんらかの通報が届くまで少なくとも30分は海面の状態を監視する。この場合、高所からの監視等の安全措置を講じた上で海面監視体制をとるとともに、関係機関からの情報入手及び通報伝達体制等を確立する。なお、異常を発見した場合は、状況に応じて、海浜にある者に対して早期退避を呼びかけるとともに、県、警察及び関係機関に通報する等の措置を講ずる。

5 沿岸地域住民等の自衛措置

沿岸地域住民は、日頃から十分な津波避難訓練を行うように努め、沿岸地域において強い揺れ等を感じたときは、市民、船舶等は、以下の自衛措置をとる。

<一般編>

- ① 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても大津波警報、津波警報が発表されているときや長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく自発的に直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。海水浴客や釣り人やサーファー等は、これ以外に津波注意報が発令された場合であっても、直ちに海浜付近から離れる。
- ② 揺れを感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所（近くの高台や市が指定した避難路・避難地、逃げ切れないと判断した場合は津波避難ビル等鉄筋コンクリート造り3階建て以上のビル等の頑丈な建物。）に避難する。
- ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
- ④ 波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで①～④等の最善の措置をとる。（具体的には避難をしばらく継続する。第1波が小さくても、後からくる波の方が高い場合があるため。）
- ⑥ 津波は、河川も遡ることから、河川のそばにいるときには、流れに沿って上流側へ避難しても津波は追いかけてくるので、流れに対して直角方向に素早く避難する。

<船舶編>

- ① 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避^{注1、2)}する。
- ② 揺れを感じなくても、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたら、すぐ港外退避^{注1、注2)}する。
- ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
- ④ 津波の来襲に猶予時間がある場合には、港外退避^{注2)}できない小型船は、高い所に引き上げて固縛する等最善の措置をとる。
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで①～④等の最善の措置をとる。

注1) 港外：水深の深い、広い海域

注2) 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

6 津波避難時の留意点等

津波時における避難は迅速性を要するため、市は、津波避難訓練をする際には災害予防対策で示した留意点等に基づき、災害に対峙した場合に人間は避難することを躊躇することが多いという人間の心理特性も意識するように努めながら、避難行動を早期に開始し市民も後に続くような方策を実施するよう努める。

7 救急・救助活動

市は、津波災害警戒区域内では、市防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定めること等から、当該情報も活用して救助・救急活動に努める。

8 関係機関の津波に対する措置

- (1) 沿岸の防災機関は緊急警報放送システム(EWS)等を利活用して、津波警報等の早期入手に努める。
- (2) 関係機関は地震及び津波警報等の状況を迅速に把握するため、地震を感じてから1時間以上、NHKの放送を聴取する責任者を定めておく。
- (3) 潮位については、国土交通省関門航路事務所において観測を行い、関係機関に通報し又は照会に応じる。

第3 被害情報等の収集伝達

地震が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、関係機関は被害情報等の収集・連絡を迅速に行う。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段を用いて収集伝達し、被害規模の早期把握を行う。

1 被害情報の収集と被害規模の早期把握 ※「安否情報の提供」を含める

大規模地震が発生した場合、市・県の活動体制の規模、広域応援要請、自衛隊派遣要請の必要性とその規模及び災害救助法の適用の必要性等を早期に判断する必要があるが、そのためには、早い段階で被害規模を把握することが重要である。

(1) 被害中心地及び被害規模の推定

市及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための、関連情報の収集にあたる。

市及び県は、自衛隊(震度5弱以上の場合)、警察、消防等が実施するヘリによる上空からの情報の収集、あるいは、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 地震発生直後の被害情報の把握

各班員は、災害の初期情報の収集活動に努める。

総務対策班は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察本部、宗像地区消防本部等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努め、収集した情報と各班からの情報をとりまとめる。

各班員は、本庁舎等への参集が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの市機関・施設等に各

自最も適した交通手段（バイク、自転車、徒歩）で自主参集し、初期情報の収集活動に努める。

市、国、県及び指定公共機関は道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、国及び県に連絡する。また、市及び県は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無の把握に努める。

■初期情報の収集

| 担当 | 情報収集の方法 | |
|-------|---|--|
| 各職員 | 勤務時間内 | <input type="radio"/> 初期の活動中に見聞きした内容を総務対策班に報告する。 |
| | 勤務時間外 | <input type="radio"/> 参集する際に見聞きした内容を総務対策班に報告する。 |
| 総務対策班 | <input type="radio"/> 県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。
<input type="radio"/> 住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。
<input type="radio"/> 本部長（市長）が特に必要と認めるときは、被災地の現地調査を行う。
<input type="radio"/> 上記の情報及び各班からの情報を取りまとめる。 | |
| 関係各班 | <input type="radio"/> 所管区域内の災害情報の収集を行う。 | |

(3) 被害概況、活動状況の報告

関係各班は、必要に応じて被害概況、活動状況を総務対策班に報告する。

総務対策班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況を集約し整理するとともに、情報については、防災関係機関と密接に連絡すること。

また、人的被害の情報を得た場合は、遅滞なく統括部へ報告すること。

なお、災害当初においては、以下の情報収集に努める。

■収集項目

- 人的被害（行方不明者の数を含む。）

※ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。
- 建物被害
- 避難の指示の状況、警戒区域の指定状況
- 避難の状況
- 防災関係機関の防災体制（配備体制等）
- 防災関係機関の対策の実施状況
- 交通機関の運行・道路の状況
- ガス・電気・水道・通信サービス等生活関連施設の運営状況
- 火災の発生状況
- 土砂災害等の発生状況

- 海上交通の運行・被災状況
- 医療救護関係情報
- その他必要な被害報告

(4) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(5) 情報の収集・伝達の要領

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第2 1 「(3) 情報の収集・伝達の要領」(3-42) に準ずる。

(6) 被害調査

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第2 1 「(4) 被害調査」(3-43) に準ずる。

(7) 被害情報等の共有

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第2 1 「(5) 災害情報のとりまとめ」(3-43) に準ずる。

(8) 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供

総務対策班は、市民の安否確認及び情報提供等について、すみやかに対応を行う。

なお、対応に際しては、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報を回答するよう努め、回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

ア 市民の安否確認・情報提供

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集・伝達や市民への支援・サービス情報を確実に伝達する。なお、安否情報の照会があった際は、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、被災者 台帳等により、市が把握する情報に基づき回答するが、当該回答を適切に行い、又は当該回答の 適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、県警察 その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求める。

また、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

イ 全国避難者情報システム（総務省）の活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。

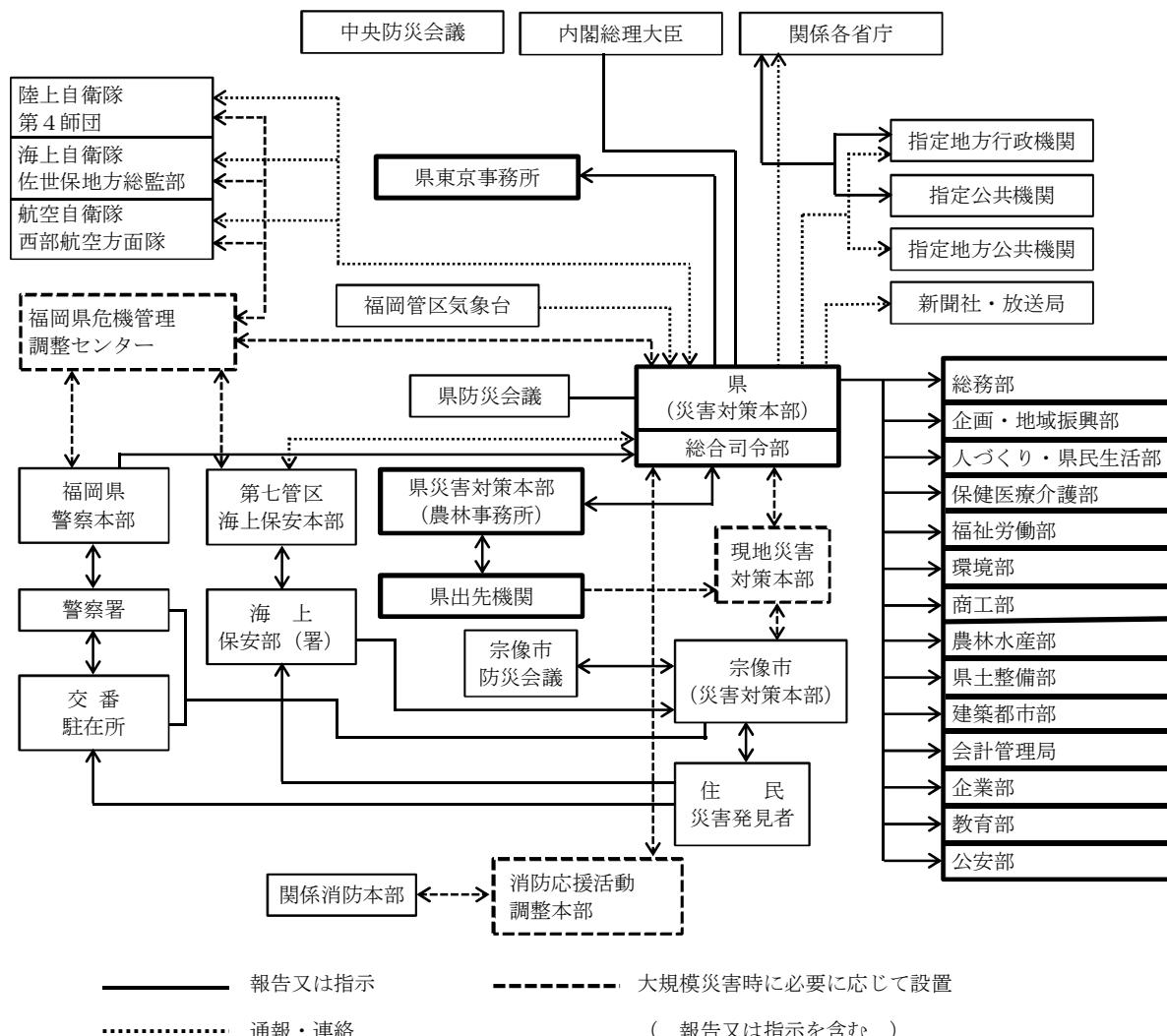
（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する）

(9) 被害情報等の共有

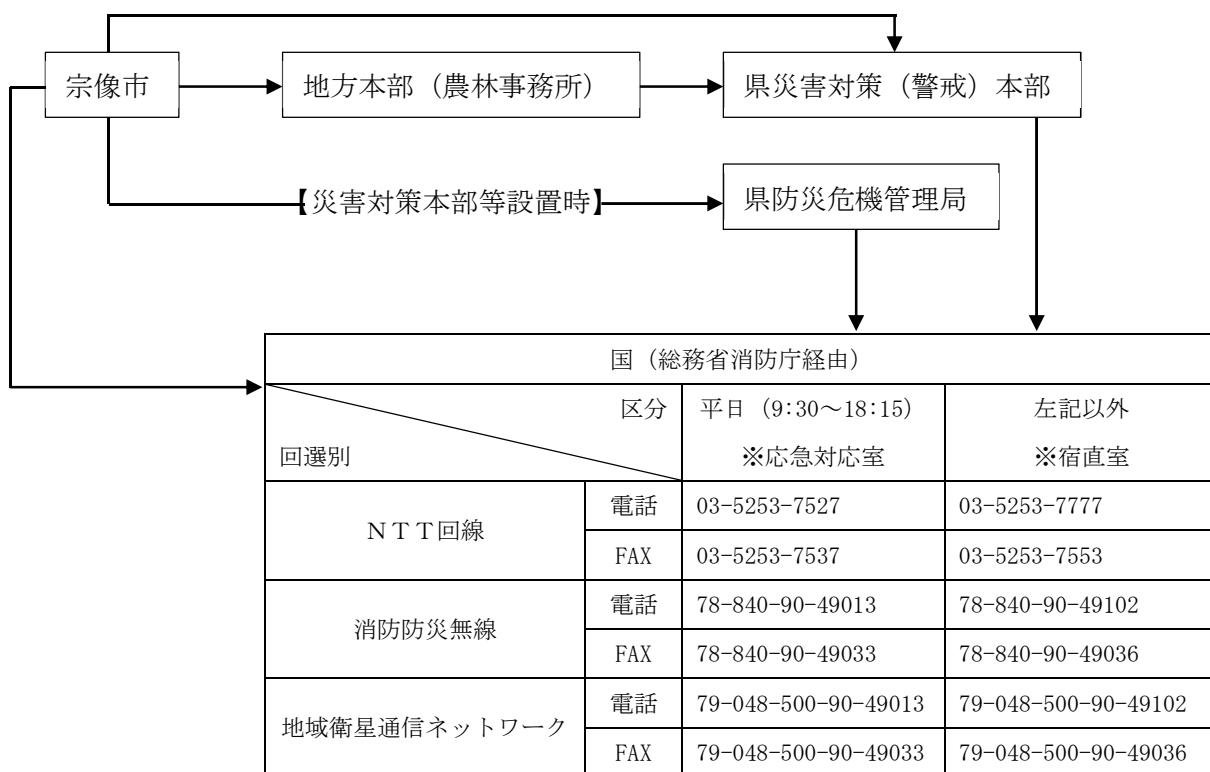
基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第2 1 「(6) 被害情報等の共有」(3-43) に準ずる。

2 市災害対策本部並びに関係機関の情報収集伝達経路

(1) 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図



(2) 市から県、国への被害状況（即報・確定）報告系統図

**■災害即報の基準**

| | | | |
|--------|---|--|--|
| 直接即報基準 | ○ 地震が発生し、市内で震度5強以上を記録したとき
(被害の有無を問わない) | | |
| 即報基準 | 一般基準 | ○ 災害救助法の適用基準に合致するとき
○ 市が災害対策本部を設置したとき | |
| | 個別基準
(地震) | ○ 地震が発生し、市内で震度5以上を記録したとき
○ 人的被害又は住家被害を生じたとき | |
| | 個別基準
(津波) | ○ 津波警報又は津波注意報が発表されたとき
○ 人的被害又は住家被害を生じたとき | |

3 被害状況の報告基準、方法等

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第2「3 被害状況の報告基準、方法等」(3-45)に準ずる。

4 通信計画

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第2「4 通信計画」(3-46)に準ずる。

第4 広報・広聴

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第3 広報・広聴」(3-48)に準ずる。

第5 地震水防対策の実施

地震による河川堤防等の被害、高潮・津波や河川増水に伴う氾濫等の水害危険が予想される。これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定める。その内容は、基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第5 水防対策の実施」(3-71)に準ずる。

第6 二次災害の防止

大規模な火災、危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び地震等に伴う二次災害に対する活動を定める。

1 震災消防活動

大規模地震の発生に伴い二次的に発生する多発火災による被害を軽減するため、市及び宗像地区消防本部等は、次により出火防止措置及び消防活動を実施する。

(1) 出火防止、初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、市民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、市及び宗像地区消防本部は、地震発生直後あらゆる方法により市民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(2) 消防活動

ア 基本方針

地震による火災は、同時多発するほか、津波や土砂災害等と同時に発生する場合が多く、消防隊の絶対数が不足するとともに、消防車等の通行障害が発生するため、すべての災害に同時に對応することは極めて困難となることから、早期に応援要請の考慮を行い、消防活動については、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼阻止線を設定する等消防力の効率的運用を図る。

イ 危険物火災等に対する消防活動

特殊火災の消防計画については、高層建築物の消防計画によるほか、以下によるものとする。

① 危険物火災

大量の危険物による火災に際しては、発火性、引火性又は爆発性物品の種別数量に応じて、延焼危険度を考慮して、注水消火を行うほか注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除却消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止にあたる。

② 放射線関係施設火災

放射線関係施設の火災に際しては、施設近辺の放射線による危険を防止することを第1条件として防御活動に当たるものとし、当該施設の管理者の指示に従い危険区域を設定して、防護装備をした者以外の立入りを禁止し、注水消火を行う場合には、消火に使用した水の汚染度により危険を伴うものについては安全地域に流出する措置を講じる。

ウ 特殊地域の消防活動

① 港湾沿岸地域

港湾沿岸地域の消防活動は、海上隊と陸上隊相互の連絡を密にし、火災のすう勢、防災対象物の粗密、発火性、引火性物品の状況を考慮して、水陸両面の狭撃作戦による防御にあたる。また、水上隊の増強を必要とする場合には、可搬ポンプ等による舟艇隊の活用を図る。

(2) 危険区域

木造建設物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防御部隊を増強し、延焼防止に努めるとともに、別に予備部隊を編成待機せしめて、風位の変化等による不測の事態に備える。

(3) 救急救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、宗像地区消防本部は、医療機関、医師会、日本赤十字社福岡県支部、警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を行う。

(4) 被災地域以外の市町村等による応援

市は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、宗像地区消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

2 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

大規模な地震により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。これらの被害を最小限に止めるため、「市地域防災計画 事故対策編 第3章 危険物等災害対策」の規定に基づき、関係機関は相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずる。

3 地震、降雨等に伴う二次災害の防止

市、県及び関係機関は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止する。

(1) 水害・土砂災害・宅地災害対策

市及び県は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所について、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のOB等）、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力を要請するほか、国のアドバイザーリスト制度*を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

建設班は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散

のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

*アドバイザー制度…(公社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

(2) 建築物災害対策ー被災建築物応急危険度判定

市長は、被災した建築物等の地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を行う。応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、建築物の被害の状況を調査し、地震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

(3) 宅地災害対策ー被災宅地危険度判定

市長は、被災した宅地の地震等による二次災害を防止し、市民の安全を確保するため被災宅地の危険度判定を行う。

危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、地震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

4 ため池施設災害応急対策

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第28「(2) ため池」(3-125)に準ずる。

第7 救出活動

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第8 救出活動」(3-74)に準ずる。

第8 避難対策の実施

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第4 避難対策の実施」(3-52)に準ずる。

第9 交通・輸送対策の実施

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施する。

その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

1 交通対策の実施

(1) 道路及び海上交通の確保

ア 交通施設の応急復旧

道路管理者は、建設班、県及び関係機関等と連携・協力し、安全、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両の通行確保のため、以下の措置を講じる。

■通行確保のための措置

国・県・市の各道路管理者及び警察（公安委員会）は、相互に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両の通行確保のため、以下の措置を講じる。

- 道路の被害状況等をすみやかに把握し、関係機関に連絡する。
- 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。
- 避難道路は、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- 上下水道、電気、ガス、電話等道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。
なお、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後すみやかに通報する。
- 信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
この場合、緊急交通路から優先的に応急復旧を実施する。
また、太陽光発電や非常用電源装置を付加した信号機等停電に影響を受けず災害に強い交通安全施設の整備と交通管制機能の強化に努める。

イ 緊急輸送道路の確保

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第14 3 「(1) 緊急輸送道路の確保」(3-88) に準ずる。

ウ 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第14 3 「(2) 県の緊急輸送に関する交通規制致傷道路」(3-88) に準ずる。

エ 道路の障害物の除去

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第14 3 「(3) 道路の障害物の除去」(3-88) に準ずる。

オ 海上輸送路の確保

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第14 3 「(4) 海上輸送路の確保」(3-89) に準ずる。

2 緊急輸送の実施

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 「第15 緊急輸送の実施」(3-89) に準ずる。

3 交通施設の災害応急対策

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 「第27 交通施設の災害応急対策」(3-123) に準ずる。

第10 医療救護

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 「第9 医療救護」(3-75) に準ずる。

第11 要配慮者の支援

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第17 要配慮者の支援」(3-96)に準ずる。

第12 保健衛生、防疫、環境対策

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第16 保健衛生、防疫、環境対策」(3-92)に準ずる。

第13 遺体搜索、収容及び火葬

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第19 遺体搜索、収容及び火葬」(3-102)に準ずる。

第14 飲料水の供給

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第10 飲料水の供給」(3-78)に準ずる。

第15 食料の供給

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第11 食料の供給」(3-80)に準ずる。

第16 生活必需品等の供給

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第12 生活必需品等の供給」(3-82)に準ずる。

第17 物資等の受入れ、仕分け等

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第13 物資等の受入れ、仕分け等」(3-84)に準ずる。

第18 住宅の確保

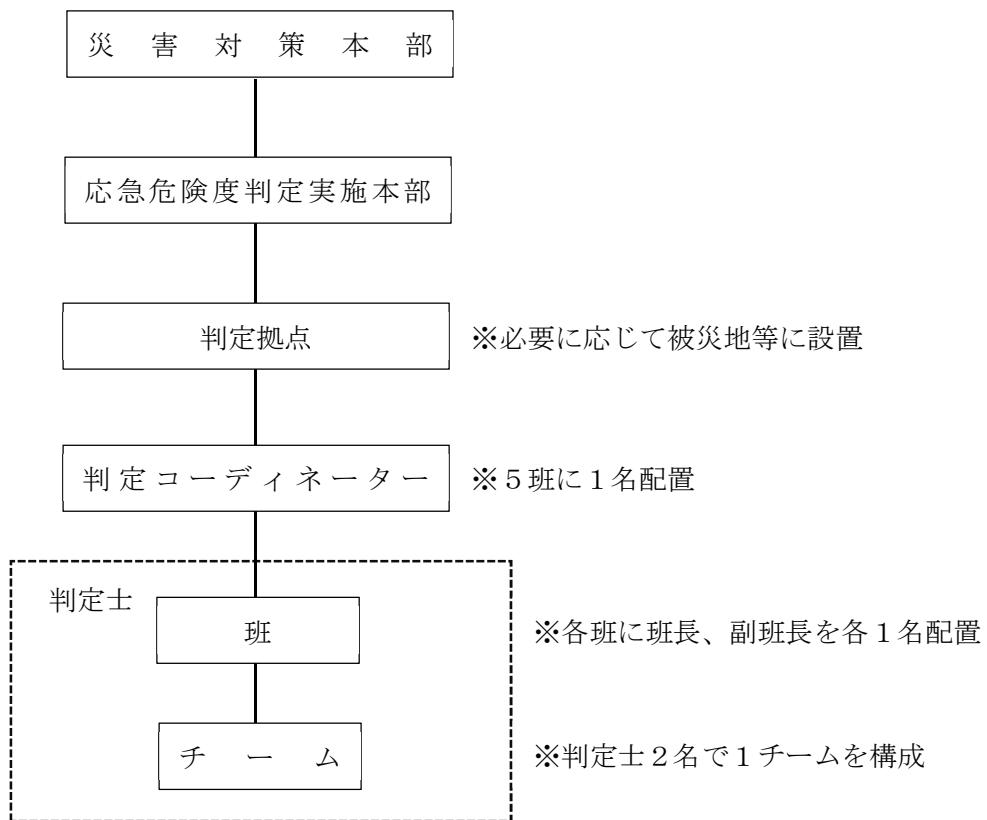
1 被災建築物の応急危険度判定

(1) 応急危険度判定実施本部の設置

本部長(市長)は、大規模地震が発生し、被災建築物の応急危険度判定が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を設置し、被災建築物応急危険度判定マニュアル(日本建築防災協会)

等に基づき判定作業を行う。

■応急危険度判定実施本部の組織



■応急危険度判定実施本部の業務

- 実施本部、判定拠点の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受入れ
- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

(2) 応急危険度判実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。

実施本部員は、実施本部長が定め、被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 市民への広報、相談等

(3) 判定コーディネーター

判定コーディネーターは、被災建築物応急危険度判定士の資格を有する市職員が担当する。

不足するときは、県に応援を要請する。

判定コーディネーターは、被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定コーディネーターの業務内容

| 判定区分 | ステッカーの色 | 判定結果の意味 |
|------|---------|------------------|
| 危険 | 赤色 | ○ その建築物に立ち入らないこと |
| 要注意 | 黄色 | ○ 立ち入りには十分注意すること |
| 調査済 | 緑色 | ○ 建築物は使用可能 |

※ 判定士の育成

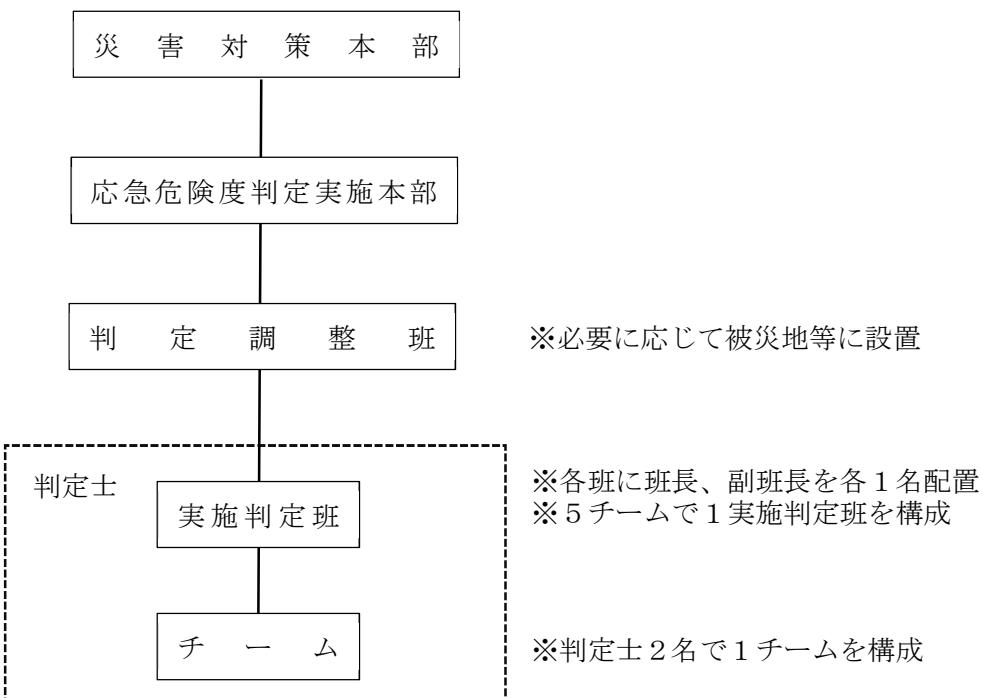
市職員の中から判定士の育成に努める。

2 被災宅地の危険度判定

(1) 被災地危険度判定実施本部の設置

本部長（市長）は、大規模地震等が発生し、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき判定作業を行う。

■被災地危険度判定実施本部の設置



■被災宅地危険度判定実施本部の業務

- 実施本部の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受入れ
- 判定の実施

- 判定結果の集計、報告等

■判定対象施設

- 擾壁
- 宅盤、切土・盛土、のり面、自然斜面
- 排水施設
- その他

(2) 被災宅地危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。

実施本部員は、実施本部長が定め、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 市民への広報、相談等

(3) 判定調整員

判定調整員は、被災宅地危険度判定士の資格を有する市職員が担当する。不足するときは、県に応援を要請する。

判定調整員は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定調整員の業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

(4) 判定作業

参考した判定士は、判定調整員の指導等に基づき判定を行う。

判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者及び周辺住民等へ周知する。

なお、宅地地盤全体に被害が及んでいるときは、状況に応じて地盤工学等の専門家の支援のもと、別途調査を行う。

※ 判定士の育成

市職員の中から判定士の育成に努める。

3 応急仮設住宅の建設等

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第22「2 応急仮設住宅の建設等」(3-111)に準ずる。

4 応急仮設住宅の入居者選定

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第22「2 応急仮設住宅の建設等」(3-111)に準ずる。

5 空き家住宅の活用

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第22「1 空き家住宅の活用」(3-111)に準ずる。

6 被災住宅の応急修理

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第22「3 被災住宅の応急修理」(3-113)に準ずる。

7 住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第20 障害物の除去」(3-106)に準ずる。

8 公営住宅の修繕・建設

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第22「4 公営住宅の修繕・建設」(3-114)に準ずる。

9 被災住宅に対する融資

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第22「5 被災住宅に対する融資」(3-114)に準ずる。

第19 災害廃棄物等の処理

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第23 災害廃棄物等の処理」(3-117)に準ずる。

第20 文教対策の実施

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第21 文教対策の実施」(3-107)に準ずる。

第21 警備対策の実施

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第7 警備対策の実施」(3-73)に準ずる。

第22 ライフライン施設の応急対策

1 一般通信施設の災害応急対策

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第24 一般通信施設の災害応急対策」(3-120)に準ずる。

2 電気施設、ガス施設の災害応急対策

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第25 電気施設、ガス施設の災害応急対策」(3-121)に準ずる。

3 上水道、下水道施設の災害応急対策

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第26 上水道、下水道施設の災害応急対策」(3-122)に準ずる。

第23 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第23 災害廃棄物等の処理」(3-117)に準ずる。

第4章 災害復旧・復興計画

- 第 1 節 災害復旧・災害復興の基本方針
- 第 2 節 災害復旧事業の推進
- 第 3 節 被災者等の生活再建等の支援
- 第 4 節 経済復興の支援
- 第 5 節 復興計画

【余 白】

第1節 災害復興・災害復興の基本方針

第1 基本方針

現在の科学技術では、災害が発生する前にその規模、発生時期及び場所を予測したり、災害を防止したりすることは困難であり、したがって、ひとたび大規模な災害が発生した場合には、多大な人命及び財産を失うことも十分想像されるところである。

こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建であることから、対策としては被災者の生活再建及び経済の復興を基本に、以下に掲げる事項に留意しながら、関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

- 1 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
- 2 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、これに基づき、復興計画を策定する。
- 3 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、市及び県が主体的に取り組むとともに、国から支援を受けるという役割分担のもと、協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進する。
- 4 災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第2 災害復旧・復興計画の構成

基本編・風水害対策編 第4章 第1節「第2 災害復旧・復興計画の構成」(4-2)に準ずる。

第3 災害復旧・復興本部の設置

基本編・風水害対策編 第4章 第1節「第3 災害復旧・復興推進本部の設置」(4-2)に準ずる。

第2節 災害復旧事業の推進

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う。

なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。

市は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等に指定され、その災害復旧工事等の実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事の実施体制等の地域の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合、その事務の遂行に支障のない範囲で、国や県が市に代わって工事を行うことができる権限代行制度の適用を県に要請する。

特定大規模災害等に指定された場合、市が管理する指定区間外の国道、県道又はそれらと交通上密接である市道の工事や円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等についても権限代行制度の適用を県に要請する。

また、市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第1 復旧事業計画

基本編・風水害対策編 第4章 第2節「第1 復旧事業計画」(4-3)に準ずる。

第2 激甚災害の指定

基本編・風水害対策編 第4章 第2節「第2 激甚災害の指定」(4-5)に準ずる。

第3節 被災者等の生活再建等の支援

災害時には、多くの人が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずる。

なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。そのためにも、災害ボランティアセンターから災害復興視線センターへの移行や、生活支援相談員等の配置を行い、被災者等に寄り添った支援に努める。

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用する等、適切な手法により実施する。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努める。

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

市及び県は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント等の被災者支援の仕組みの整備等に努める。

なお、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるように、必要な措置を講じるよう努める。

第1 罹災証明書の発行

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第1 罹災証明書の発行」(4-8)に準ずる。

第2 被災者台帳の整備

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第2 被災者台帳の整備」(4-13)に準ずる。

第3 生活相談等

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第3 生活相談」(4-14)に準ずる。

第4 男女の心身の健康に関する相談

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第4 男女の心身の健康に関する相談」(4-15)に準ずる。

第5 雇用機会の確保

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第5 雇用機会の確保」(P4-14)に準ずる。

第6 義援金品の受付及び配分等

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第6 義援金品の受付及び配分等」(4-16)に準ずる。

第7 生活資金の確保

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第7 生活資金の確保」(4-16)に準ずる。

第8 郵便事業の特例措置

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第8 郵便事業の特例措置」(4-20)に準ずる。

第9 租税の徴収猶予、減免等

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第9 租税の徴収猶予、減免等」(4-20)に準ずる。

第10 災害弔慰金等の支給等

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第10 災害弔慰金等の支給等」(4-21)に準ずる。

第11 災害時の風評による人権侵害を防止するための啓発

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第11 災害時の風評による人権侵害を防止するための啓発」(4-21)に準ずる。

第12 住宅復興資金等の融資

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第12 住宅復興資金等の融資」(4-22)に準ずる。

第13 災害公営住宅の建設等

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第13 災害公営住宅の建設等」(4-22)に準ずる。

第4節 経済復興の支援

第1 中小企業者への支援

基本編・風水害対策編 第4章 第4節「第1 中小企業者への支援」(4-23)に準ずる。

第2 農林業者への支援

基本編・風水害対策編 第4章 第4節「第2 農林業者への支援」(4-23)に準ずる。

第5節 復興計画

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造や産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点による地域の再生を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

また、男女共同参画の視点から、復興のあらゆる場の組織に女性の参画を促進する。

なお、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第1 復興計画作成の体制づくり

基本編・風水害対策編 第4章 第5節「第1復興計画作成の体制づくり」(4-24)に準ずる。

第2 復興に対する合意形成

基本編・風水害対策編 第4章 第5節「第2復興に対する合意形成」(4-25)に準ずる。

第3 復興計画の推進

基本編・風水害対策編 第4章 第5節「第3復興計画の推進」(4-25)に準ずる。

宗像市地域防災計画

地震・津波対策編

(令和7年5月改正)

編集・発行 宗像市防災会議
事務局 宗像市 総務部 危機管理課

〒811-3492
福岡県宗像市東郷1丁目1番1号
TEL 0940-36-1121
FAX 0940-37-1242